

交付書面の改定履歴

ウィブル証券株式会社

■改定日：2025年8月22日

書面名：証券総合取引約款	
改定前	改定後
<p>1. 証券総合取引約款</p> <p>【目次】</p> <p>第1章 証券総合取引 第2章 振込先指定方式 <u>第3章 保護預かり約款</u> <u>第4章 注文の受託</u> <u>第5章 報告・連絡</u> <u>第6章 法令等の遵守</u> 第7章 雜則</p>	<p>1. 証券総合取引約款</p> <p>【目次】</p> <p>第1章 証券総合取引 第2章 振込先指定方式 (「2. 保護預かり約款」に移動・変更) <u>第3章 注文の受託</u> <u>第4章 報告・連絡</u> (削除) 第5章 雜則</p>
<p>第1章 証券総合取引</p> <p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、有価証券の保護預かり取引、「社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）」において取り扱う証券の取引（以下「振替決済取引」といいます。）、国内外貨建債券取引、外国証券取引又はそれらを組み合わせた取引（以下「証券総合取引」といいます。）について、お客様とウィブル証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的にするものです。</p>	<p>第1章 証券総合取引</p> <p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、<u>お客様がウィブル証券株式会社（以下「当社」といいます。）で行われるインターネットを利用した有価証券の保護預かり取引、「社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）」において取り扱う証券の取引（以下「振替決済取引」といいます。）、国内外貨建債券取引、外国証券取引又はそれらを組み合わせた取引（以下「証券総合取引」といいます。）、<u>お客様に提供する当社のサービス等（以下「本サービス」といいます。）</u>について、お客様と当社の間の権利義務関係を明確にすることを目的にするものです。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(契約締結の際の注意事項)</p> <p>第2条 当社は、お客様が当社サービスを利用されるにあたり、金融商品取引法（以下「金</p>

商法といいます。)の規定に基づき、上場有価証券等書面及び契約締結前交付書面(以下「契約締結前交付書面等」といいます。)をお客様へ交付(郵送又は電磁的方法による交付)します。お客様は、契約締結前交付書面等の内容を十分に理解したうえで、取引を行うものとします。

2 お客様が希望される取引及びサービスの種類、内容によっては、当社所定の方法による申込みが別途必要となる場合があり、これらのサービスに係る約款、取扱規定、ルール等をご承諾いただき、当社が認める場合に限り取引が可能となります。

(証券総合取引の利用)

第2条 お客様は、この約款及び別に定める各取引の約款(外国証券取引口座約款及び外国為替取引約款)に基づいて、次の各号に掲げる取引がご利用いただけます。

(①～⑤省略)

(旧第5条から移動・変更)

(証券総合取引の利用)

第3条 お客様は、この約款及び別に定める各取引の約款(保護預かり約款、外国証券取引口座約款、外国為替取引約款及び株式等振替決済口座管理約款等)に基づいて、次の各号に掲げる取引がご利用いただけます。

(①～⑤省略)

(お申込み方法等)

第4条 お客様が、WiBro証券アプリ、当社ウェブサイト又は当社所定の申込書により、当社所定の手続きに従って、当社に証券総合取引のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合に限り、証券総合取引に関する契約が締結されます。

2 お客様が証券総合取引のお申込みをされた場合には、第2章に定める「振込先指定方式」の利用の申込みを同時にさせていただきます。

3 証券総合取引お申込み時には、インターネットその他当社所定の方法により住所、氏名又は名称、生年月日、共通番号及び、法人の場合における代表者の氏名等、お届印鑑並びにお届出の住所、法人名、代表者の生年月日及び共通番号等(以下「お申込事項」といいます。)を届け出るものとします。仮名、借用名、気付け住所によるお申込みは認められません。

4 お取引口座開設と同時に当該口座をお客様の保護預かり口座として取扱います。なお、お客様が、本邦の国籍を有しない場合には、前項の申込書を当社に提出していただく際、その旨をお届けいただきます。この場合、「在留カード」等の本人確認書類をご提出いただきます。

5 当社は、お客様が米国人、カナダ人（米国又はカナダに納税義務のある方を含みます。）の場合、お客様が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「暴力団員等」といいます。）、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、若しくは、役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者であると認められたとき、その他当社が定める場合に該当する場合は、お客様のお申込みに応じないものとします。

6 当社との取引に際して、脅迫的な言動若しくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布若しくは偽計、威力により当社の信用を毀損若しくは当社の業務を妨害する場合又はこれらに類する事由があった場合は、お客様のお申込みに応じないものとします。

7 当社は、国内外のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する法令や、経済制裁関連法令等に抵触するおそれがあると当社が判断した場合は、お客様のお申込みに応じないものとします。

8 当社は、原則として、お客様の年齢が満18歳未満又は満75歳以上である場合、お

お客様のお申込みに応じないものとします。ただし、当社の独自の判断により応じる場合があります。

9 当社は、お客様が外国 P E P s (Politically Exposed Personsの略。外国の元首及び外国の政府、中央銀行その他これに類する機関において重要な地位を占める者として「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」に定める者及び同規則に定める者であった者並びにこれらの者の家族を指します。以下同じ。) である場合は、お客様のお申込みに応じないものとします。

10 当社は、本邦の外国為替及び外国貿易法、米国のO F A C 規制等に該当する国・地域に該当するお客様のお申込みに応じないものとします。

11 当社は、個人のお客様で、国内に居住されていない場合、お客様のお申込みに応じないものとします。ただし、当社の独自の判断により応じる場合があります。

(取引時確認等について)

第3条 当社は、お客様が証券総合取引を当社にお申込みされる際、又は当社が必要と認める時に「犯罪による収益の移転防止に関する法律及び同法施行令・施行規則の規定(以下「犯罪収益移転防止法等」といい、改正が行われた場合には改正された内容を含みます。)」に従い、取引時確認を行わせていただきます。また、当社は、お客様が法人口座の開設をお申込みされる際、又は当社が必要と認める時に犯罪収益移転防止法等に定める本人確認書類以外に定款、規約、寄附行為などの書類をご提出いただきます。

2 お客様には、証券総合取引を当社にお申込みされる際、又は当社が別途定める時に

(取引時確認等について)

第5条 当社は、お客様が証券総合取引を当社にお申込みされる際、又は当社が必要と認める時に「犯罪による収益の移転防止に関する法律」及び同法施行令・施行規則の規定(以下「犯罪収益移転防止法等」といい、改正が行われた場合には改正された内容を含みます。)その他の法令諸規則及び当社が定める手続きに従い、取引時確認を行わせていただきます。また、当社は、お客様が法人口座の開設をお申込みされる際、又は当社が必要と認める時に犯罪収益移転防止法等に定める本人確認書類以外に定款、規約、寄附行為などの書類をご提出いただきます。その際又は証券総合取引お申込み後必要に応じ、お客様にご連絡又はお客様に対し期限を定めて追加の本人確認書類や確認資料の提出あるいは追加での聞き取り調査を行うことができるものとし、お客様はこれに応じるものとします。

2 お客様には、証券総合取引を当社にお申込みされる際、又は当社が別途定める時にお

お客様が「金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）」第166条及び／又は関連する日本証券業協会の定める規則に規定する会社関係者（お申し込みの1年前までに会社関係者であった場合を含みます。）に該当する場合はその旨及び会社名・会社との関係等の内容（以下「内部者登録事項」といいます。）を、日本証券業協会の定める規則に基づき当社所定の方法により届け出させていただきます。

3 当社がお客様へ送付した電子メール等が返戻された場合、お客様が氏名又は住所等を偽っている疑いがある場合もしくは第三者がお客様になりすましている疑いがある場合等において、当社は、お客様に本人確認書類の再提出等を求ることにより、お客様が本人であることを再確認することができます。

4 お客様が第1項から第3項までの手続きに適切に応じていただけない場合には、当社は、お客様のお申し込みをお断りすること、又はお客様との取引を停止することがあります。

（旧第4条省略）

（証券総合取引お申込み方法、口座開設等）

第5条 お客様が、ウィブル証券アプリ、当社ウェブサイト又は当社所定の申込書により、当社所定の手続きに従って、当社に総合取引のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合に限り、総合取引に関する契約が締結されます。

2 お客様が前項のお申込みをされる場合には、次のお申込みを同時にさせていただきます。

- ① 有価証券の保護預かり取引
- ② 振替決済取引
- ③ 国内外貨建債券取引
- ④ 外国証券取引
- ⑤ 外国為替取引

3 証券総合取引お申込み時には、ご印鑑をお届けいただきます。総合取引申込書に押印された印影並びに記載された住所、氏名又は名称、生年月日、共通番号及び、法人の場合

お客様が金商法第166条及び／又は関連する日本証券業協会の定める規則に規定する会社関係者（お申し込みの1年前までに会社関係者であった場合を含みます。）に該当する場合はその旨及び会社名・会社との関係等の内容（以下「内部者登録事項」といいます。）を、日本証券業協会の定める規則に基づき当社所定の方法により届け出させていただきます。

3 当社がお客様へ送付した電子メール等が返戻された場合、お客様が氏名又は住所等を偽っている疑いがある場合もしくは第三者がお客様になりすましている疑いがある場合等において、当社は、お客様に本人確認書類の再提出等を求ることにより、お客様が本人であることを再確認することができます。

4 お客様が前三項の手続きに適切に応じていただけない場合には、当社は、お客様のお申込みをお断りすること、又はお客様との取引を停止することができます。

（第6条省略）

（第4条へ移動、変更）

における代表者の氏名等をもって、お届印鑑並びにお届出の住所、氏名又は名称、生年月日及び代表者の氏名、共通番号等（以下「お申込事項」といいます。）とします。

4 前項にかかわらず、お客様がインターネットその他当社所定の方法により当社に必要事項を登録した場合には、ご印鑑のお届けは必要とせず、総合取引申込書等の提出があつたものとみなします。

5 お取引口座開設と同時に当該口座をお客様の保護預かり口座として取扱います。なお、お客様が、本邦の国籍を有しない場合には、前項の申込書を当社に提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、「在留カード」等の書類をご提出いただきます。

6 当社は、お客様が米国人（米国に納税義務のある方を含みます。）の場合、お客様が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「暴力団員等」といいます。）、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、暴力団員等に對して資金等を提供し、もしくは便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、もしくは、役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者であると認められたとき、その他当社が定める場合に該当する場合は、お客様のお申込みに応じないものとします。

7 当社は、原則として、お客様の年齢が満18歳未満又は満75歳以上である場合、お客様のお申込みに応じないものとします。ただし、当社の独自の判断により応じる場合があります。

8 当社は、お客様が外国PEPs（Politically

Exposed Personsの略。外国の元首及び外国の政府、中央銀行その他これに類する機関において重要な地位を占める者として「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」に定める者及び同規則に定める者であった者並びにこれらの者の家族を指します。以下同じ。）である場合は、お客様のお申込みに応じないものとします。

9 当社は、本邦の外国為替及び外国貿易法、米国のOFAC規制等に該当する国・地域に該当するお客様のお申込みに応じないものとします。

10 当社は、お客様が国内に居住されていない場合、お客様のお申込みに応じないものとします。ただし、当社の独自の判断により応じる場合があります。

(有価証券の保護預かり等)

第6条 お客様が第5条のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合は、保護預かり口座が開設されます。

(新 設)

(削 除)

(本人認証と本サービスの利用)

第7条 当社は、当社が定める方法により、お客様があらかじめ指定したログインID、当社が発行した口座番号、お客様の指定したログインパスワード、取引パスワード及び当社が都度発行する認証コードの入力によりお客様の本人認証を行います。

2 お客様は、当社が前項の本人認証をした場合に限り、本サービスを利用することができきます。これらの本人認証が完了しないときは、当社は、お客様の本サービスのご利用をお断りします。なお、ログインID等を失念されたときは、速やかに当社までお申し出下さい。

3 電話でのお問い合わせの場合は、お客様が当社のクライアントサービス担当者に対し口頭で伝えたお客様に関する情報と当社における届出事項とを照合する方法その他当社所定の方法により本人認証を行います。

4 お客様は、自己の責任において、本サー

	<p><u>ビスに関するログインＩＤ、パスワード、お問い合わせ番号等を適切に管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させ又は貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。</u></p>
(新設)	<p><u>(ソフトウェアの配布)</u></p> <p><u>第8条 当社は、当社が別途定める基準により、お客様へ本サービスのご利用のためのソフトウェアを配布することがあります。</u></p> <p><u>2 前項のソフトウェアに関し必要な事項は、別に定める規定によるものとします。</u></p>
(新設)	<p><u>(有価証券の保護預かり等)</u></p> <p><u>第9条 お客様が、第4条のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合は、保護預かり口座が開設されます。</u></p> <p><u>2 有価証券の保護預かりについては、保護預かり約款の定めに従い取り扱うものとします。</u></p> <p><u>3 お客様は、取引に先立ち、当該取引に必要な資金、有価証券等を当社に差入れるものとします。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。</u></p>
(外国証券取引)	<p><u>(外国証券取引)</u></p> <p><u>第10条 お客様が、第4条のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合には、外国証券取引口座が開設されます。</u></p> <p><u>2 (第2項省略)</u></p>
(株式等の取引)	<p><u>(株式等の取引)</u></p> <p><u>第11条 お客様が、第4条のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合は、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「振替法」といいます。)に基づく振替制度において取り扱う株式等に係る振替口座簿において振替口座が開設されます。</u></p> <p><u>2 振替決済口座は、株式等振替決済口座管理約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令並びに証券保管振替機構(以下「機構」という場合があります。)の社債等に関する業務規程その他の関連諸規則の定め</u></p>
(旧第9条から移動、変更)	

に従い取り扱うものとします。当社は、お客様から第4条の申込書の提出があったことをもって、これら法令諸規則、機構が講ずる必要な措置及び機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾する書面の提出があったものとして取り扱います。

(振替決済口座)

第9条 お客様が、第5条のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合は、振替法に基づく振替制度において取り扱う株式等に係る振替口座簿において振替口座が開設されます。

2 振替決済口座は、株式等振替決済口座管理制度に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令並びに証券保管振替機構（以下「機構」という場合があります。）の社債等に関する業務規程その他の関連諸規則の定めに従い取扱うものとします。当社は、お客様から第5条の申込書の提出があったことをもって、これら法令諸規則、機構が講ずる必要な措置及び機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾する書面の提出があったものとして取扱います。

(新 設)

(第1項削除)

(第11条第2項へ移動、変更)

(上場投資信託受益権の取引)

第12条 お客様が、第4条のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合は、振替法に基づく振替制度において取り扱う株式等の取引に係る振替口座簿において振替口座が開設されます。

2 振替決済口座は、株式等振替決済口座管理制度に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令並びに機構の社債等に関する業務規程その他の関連諸規則の定めに従い取扱うものとします。当社は、お客様から第4条の申込書の提出があったことをもって、これら法令諸規則、機構が講ずる必要な措置及び機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾する書面の提出があったものとして取扱います。

(投資信託受益権の取引)

(投資信託受益権の取引)

<p><u>第10条</u> お客様が、<u>第5条</u>のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合は、振替法に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権の取引に係る振替口座簿において振替口座が開設されます。</p> <p>2 (第2項省略)</p> <p>(投資信託受益権等の累積投資取引)</p> <p><u>第11条</u> お客様が、<u>第5条</u>のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合は、投資信託受益権等の累積投資口座が開設されます。</p> <p>2 (第2項省略)</p> <p>(国債・一般債の取引)</p> <p><u>第12条</u> お客様が、<u>第5条</u>のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合は、振替法に基づく振替制度において取り扱う国債・一般債の取引に係る振替口座簿において振替口座が開設されます。</p> <p>2 振替決済口座は、振替決済口座管理約款及び一般債振替決済口座管理約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令並びに機構の社債等に関する業務規程その他の関連諸規則の定めに従い取り扱うものとします。当社は、お客様から<u>第5条</u>の申込書の提出があったことをもって、これら法令諸規則、機構が講ずる必要な措置及び機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾する書面の提出があったものとして取り扱います。</p> <p>(通貨間の自動振替（両替）)</p> <p><u>第13条</u> (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>第13条</u> お客様が、<u>第4条</u>のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合は、振替法に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権の取引に係る振替口座簿において振替口座が開設されます。</p> <p>2 (第2項省略)</p> <p>(投資信託受益権等の累積投資取引)</p> <p><u>第14条</u> お客様が、<u>第4条</u>のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合は、投資信託受益権等の累積投資口座が開設されます。</p> <p>2 (第2項省略)</p> <p>(国債・一般債の取引)</p> <p><u>第15条</u> お客様が、<u>第4条</u>のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合は、振替法に基づく振替制度において取り扱う国債・一般債の取引に係る振替口座簿において振替口座が開設されます。</p> <p>2 振替決済口座は、振替決済口座管理約款及び一般債振替決済口座管理約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令並びに機構の社債等に関する業務規程その他の関連諸規則の定めに従い取り扱うものとします。当社は、お客様から<u>第4条</u>の申込書の提出があったことをもって、これら法令諸規則、機構が講ずる必要な措置及び機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾する書面の提出があったものとして取り扱います。</p> <p>(通貨間の自動振替（両替）)</p> <p><u>第16条</u> (省略)</p> <p>(個人情報の取扱い)</p> <p><u>第17条</u> 当社は、お客様より届け出られた氏名、住所、電話番号等のお客様を特定しうる個人情報を、注意を払い適正に管理し、別に定める個人情報保護方針により取り扱うものとします。</p> <p>(法令等の遵守)</p>
--	---

(旧第60条から移動)

(第2項新設)

第18条 お客様は、当社との間で行う取引に
関し、金商法、関係諸法例、諸規則等及び当
社の社内規程に従うものとします。

2 お客様は、本約款及び関係約款等に定め
るサービスの内容を十分に理解したことを確
認し、自らの責任と判断に基づき、自らの資
金により自らのために取引を行うものとしま
す。当社が別途認めた場合を除き、第三者の
代理人としての取引は認められません。

第2章 振込先指定方式

(旧第14条省略)

(申込方法)

第15条 お客様は、所定の用紙に指定預金
口座及びその他必要事項を記載のうえ、署名、
押なつ（お届出印）（当社が特別に認めた場
合など該当ある場合に限ります。）し、これ
を提出することによって、この取引を申込む
ものとし、かつ当社が承諾した場合に限りこ
の方式を採用することができます。

(指定預金口座の取扱い)

第16条 （第1項及び第2項省略）

3 前項にかかわらず、利金・分配金（以下
本章において「利金等」といいます。）につい
て「利金・収益分配金振込依頼書（振込口座
申込書）」等で振込先の預金口座を指定され
ている場合には、特にお客様からその旨の指
示がないときは利金等に限り従前のご指定に
よる口座を指定預金口座として取扱わせてい
ただきます。

(旧第17条省略)

(金銭の受渡清算方法の指示)

第18条 金銭の受渡清算方法については、
お客様からその都度、本規定に基づく振込を
するのか、その他の受渡清算方法によるのか
を口頭、電話等でお客様ご自身からご指示い

第2章 振込先指定方式

(第19条省略)

(申込方法)

第20条 お客様は、所定の方法により指定預
金口座及びその他必要事項を当社に届け出る
ものとします。

(指定預金口座の取扱い)

第21条 （第1項及び第2項省略）

(旧第3項削除)

(第22条省略)

(金銭の受渡清算方法の指示)

第23条 金銭の受渡清算方法については、お
客様からその都度、本章に基づく振込をする
のか、その他の受渡清算方法によるのかを当
社所定の方法でお客様ご自身からご指示いた

ただきます。なお、上記の指示を受けたときは、当社は、所定の申込書等によりお客様ご自身からの指示であることを確認することができます。

2 利金等についてはあらかじめ振込のご指示がある場合には、前項のご指示をいただかずに指定預金口座に振込みます。ただし、指定預金口座をお届出いただいたのちに、利金等をそれと異なる預金口座に継続して振込むことをご希望される場合には、その指定預金口座を当社所定の様式によって届け出ています。

(受入書類等)

第19条 前条に基づき振込をする場合には、その都度の受領書等の受入は不要とします。

(手数料)

第20条 振込に係る手数料は、当社所定の額をお客様に負担していただくことがあります。

(契約の解除)

第21条 第42条の規定は、本章においてこれを準用します。

(免責事項)

第22条 第46条第2項及び第5項の規定は、本章においてこれを準用します。

(規定の変更)

第23条 第51条の規定は、本章においてこれを準用します。

(振込先指定方式の廃止)

第24条 当方式の廃止は、お客様又は当社のどちらか一方の申出により行うことができます。

だきます。なお、上記の指示を受けたときは、当社は、所定の方法によりお客様ご自身からの指示であることを確認することができます。

(旧第2項削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

第3章 保護預かり約款

(章全体を削除の上、新設の「2. 保護預

	かり約款」に移動・変更)
(この約款の趣旨)	(「2. 保護預かり約款」第1条に移動)
<u>第25条 この約款は、当社とお客様との間の証券の保護預かりに関する権利義務関係を明確にするために定められるものです。なお、外国証券の保管については、外国証券取引約款の定めるところによります。</u>	
(保護預かり証券)	(「2. 保護預かり約款」第2条に移動)
<u>第26条 当社は、金商法第2条第1項各号に掲げる証券について、この約款の定めに従ってお預かりします。ただし、これらの証券でも市場性のないもの等は都合によりお預かりしないことがあります。</u>	
<u>2 当社は、前項によるほか、お預かりした証券が振替決済に係るものであるときは、金融商品取引所及び決済会社が定めるところによりお預かりします。</u>	
<u>3 この約款に従ってお預かりした証券を、以下「保護預かり証券」といいます。</u>	
(保護預かり証券の保管方法及び保管場所)	(「2. 保護預かり約款」第3条に移動)
<u>第27条 当社は、保護預かり証券について金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預かりします。</u>	
① <u>保護預かり証券については、当社において安全確実に保管します。</u>	
② <u>金融商品取引所又は決済会社の振替決済に係る保護預かり証券については、決済会社で混載して保管します。</u>	
③ <u>保護預かり証券のうち前号に掲げる場合を除き、債券又は投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客様の同銘柄の証券と混載して保管することがあります。</u>	
④ <u>前号による保管は、大券をもって行うことがあります。</u>	
(混載保管等に関する同意事項)	(「2. 保護預かり約款」第4条に移動)
<u>第28条 前条の規定により混載して保管する証券については、次の事項につきご同意い</u>	

ただいたものとして取り扱います。

- ① お預かりした証券と同銘柄の証券に対し、その証券の数又は額に応じて共有権又は準共有権を取得すること
- ② 新たに証券をお預かりするとき又はお預かりしている証券を返還するときは、その証券のお預かり又はご返還については、同銘柄の証券をお預かりしている他のお客様と協議を要しないこと

(混蔵保管中の債券の抽選償還が行われた場合の取扱い)

第29条 混蔵して保管している債券が抽選償還に当選した場合における被償還者の選定及び償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。

(共通番号の届出)

第30条 お客様は、番号法の他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

(当社への届出事項)

第31条 「保護預かり口座設定申込書」に押なつされた印影（当社が特別に認めた場合など該当ある場合に限ります。）及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名、共通番号等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名又は名称、生年月日、共通番号等とします。

2 お客様が、法律により株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券及び投資証券（以下第48条を除き「株券等」といいます。）に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等である場合には、前項の申込書を当社に提

（「2. 保護預かり約款」第5条に移動）

（「2. 保護預かり約款」第6条に移動）

（「2. 保護預かり約款」第6条の2に移動）

出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、在留カード等の書類をご提出願うことがあります。

(保護預かり証券の口座処理)

第32条 保護預かり証券は、すべて同一口座でお預かりします。

2 金融商品取引所又は決済会社の振替決済に係る証券については、他の口座から振替を受け、又は他の口座へ振替を行うことがあります。この場合、他の口座から振替を受け、その旨の記帳を行ったときにその証券が預けられたものとし、また、他の口座へ振替を行い、その旨の記帳を行ったときにその証券が返還されたものとして取り扱います。ただし、機構が必要ありと認めて振替を行わない日を指定したときは、機構に預託されている証券の振替が行われないことがあります。

(「2. 保護預かり約款」第7条に移動)

(担保に係る処理)

第33条 お客様が保護預かり証券について担保を設定される場合は、当社が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、当社所定の方法により行います。

(「2. 保護預かり約款」第8条に移動)

(お客様への連絡事項)

第34条 当社は、保護預かり証券について、次の事項をお客様にお知らせします。

- ① 名義書換又は提供を要する場合には、その期日
 - ② 混載保管中の債券について第29条の規定に基づき決定された償還額
 - ③ 最終償還期限
 - ④ 残高照合のための報告、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告
- 2 残高照合のためのご報告は、1年に1回（信用取引、金商法第28条第8項第6号に規定する有価証券関連デリバティブ取引（以下「有価証券関連デリバティブ取引」といいます。）又は金商法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引（有価証券関連デリ

(「2. 保護預かり約款」第9条に移動)

バティブ取引並びに金融商品取引法施行令第1条の8の3第1項第2号に該当するもの及び同令第16条の4第1項各号に掲げるものを除きます。)の未決済建玉がある場合には2回)以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社の業務部に直接ご連絡ください。

3 当社は、前項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。))をいいます。)である場合であって、お客様からの前項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのお客様へのご報告を行わないことがあります。

4 当社は、第2項に定める残高照合のためのお客様へのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのお客様へのご報告を行わないことがあります。

- ① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面
- ② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

(名義書換等の手続きの代行等)

第35条 当社は、ご依頼があるときは株券等の名義書換、併合、分割又は株式無償割当て、新株予約権付社債の新株予約権の行使、単元未満株式等の発行者への買取請求の取次ぎ等の手続きを代行します。

2 前項の場合は、所定の手続料をいただきます。

(「2. 保護預かり約款」第10条に移動)

(償還金等の代理受領)

第36条 保護預かり証券の償還金（混蔵保管中の債券について第29条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。）又は利金（分配金を含みます。以下同じ。）の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。

（「2. 保護預かり約款」第11条に移動）

(保護預かり証券等の市場替え)

第37条 保護預かりをしている上場証券（先物・オプションは除きます。）に市場替えが発生し、東京証券取引所以外に上場市場が変更される場合には、東京証券取引所の上場廃止までに当該証券については他の証券会社に保管替え（移管）を行っていただきます。この場合において、お客様が当社の定める期日までに保管替え（移管）を行わない場合には、当社は、当該証券の売り付けのお申込みがあったものとして、お客様の計算で売却することができるものとします。

（削除）

(保護預かり証券等の返還)

第38条 保護預かり証券の返還をご請求になるときは、当社所定の方法によりお手続きください。

（「2. 保護預かり約款」第12条に移動）

(保護預かり証券の返還に準ずる取扱い)

第39条 当社は、次の場合には前条の手続きをまたずに保護預かり証券の返還のご請求があったものとして取り扱います。
① 保護預かり証券を売却される場合
② 保護預かり証券を代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合
③ 当社が第36条により保護預かり証券の償還金の代理受領を行う場合

（「2. 保護預かり約款」第13条に移動）

(届出事項の変更手続き)

第40条 お届出事項を変更（印章を喪失された場合のお届出印鑑の改印を除きます。）されるときは、その旨を当社にお申出のうえ、当社所定の「変更届」その他の書面に必要事

（「2. 保護預かり約款」第14条に移動）

項を記載し、お届出の印鑑に符合する印影を押なつ（該当ある場合に限ります。）してご提出ください。この場合「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等の当社所定の本人確認書類をご提示願うことがあります。

2 印章を喪失されたためお届出印鑑を改印される場合（該当ある場合に限ります。）は、「印鑑証明書」その他当社が必要と認める書類を添えて当社所定の「改印届」その他の書面に必要事項を記載し、「印鑑証明書」の印鑑に符合する印影を押なつしてご提出ください。

3 前二項により「印鑑証明書」のご提出を要する場合にそのご提出ができないときは、当社の認める保証人の「印鑑証明書」をご提出ください。

4 前各項によりお届出があった場合は、当社は相当の手続きを完了したのちでなければ保護預かり証券の返還のご請求には応じません。

(保護預かり管理料)

第41条 当社は、口座を設定したときは、その設定時及び口座設定後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。

2 当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することができます。また、料金のお支払いがないときは、保護預かり証券の返還のご請求には応じないことがあります。

(「2. 保護預かり約款」第14条に移動)

(解約)

第42条 次に掲げる場合は、契約は解約されます。

- ① お客様から解約のお申出があった場合
- ② 保護預かり証券の残高がない場合（融資等の契約に基づき担保が設定されている場合を除きます。）
- ③ お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき

(「2. 保護預かり約款」第16条に移動)

- ④ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出た場合
- ⑤ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
- ⑥ お客様が海外に転居し、非居住者になった場合
- ⑦ お客様が、米国税法上、米国に納税義務のある者になった場合
- ⑧ やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

(解約時の取扱い)

第43条 前条に基づく解約に際しては、当社の定める方法により、保護預かり証券及び金銭の返還を行います。

2 保護預かり証券のうち原状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。

3 一定期間お客様と連絡が取れない等やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合において、保護預かり証券の残高がある場合には、保護預かり証券の残高は、当社の任意によりお客様の計算において、売却できるものとします。

(公示催告等の調査等の免除)

第44条 当社は、保護預かり証券に係る公示催告の申立て、除権判定の確定、保護預かり株券に係る喪失登録等についての調査及びご通知はしません。

(緊急措置)

第45条 法令の定めるところにより保護預かり証券の移管を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

(「2. 保護預かり約款」第17条に移動)

(「2. 保護預かり約款」第18条に移動)

(「2. 保護預かり約款」第19条に移動)

(免責事項)

第46条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 当社が、当社所定の証書に押なつされた印影とお届出の印鑑が相違ないものと認め(印鑑の届出がある場合に限ります。)、保護預かり証券をご返還した場合
- ② 当社が、当社所定の証書に押なつされた印影がお届出の印鑑と相違するため(印鑑の届出がある場合に限ります。)、保護預かり証券をご返還しなかった場合
- ③ 第34条第1項第1号のご通知を行ったにもかかわらず、所定の期日までに名義書換等の手続きにつきご依頼がなかった場合
- ④ お預かり当初から保護預かり証券について瑕疵又はその原因となる事実があった場合
- ⑤ 天災地変等の不可抗力により、返還のご請求に係る保護預かり証券のご返還が遅延した場合

(振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意)

第47条 有価証券の無券面化を柱とする社債等に関する法律(以下「社振法」といいます。平成21年1月5日において「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における「振替法」が施行されております。以下同じ。)に基づく振替決済制度において、当社が口座管理機関として取り扱うことのできる有価証券のうち、当社がお客様からお預かりしている有価証券であって、あらかじめお客様から同制度への転換に關しご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申し込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。この場合におきましては、当該振替決済口座に係るお客様との間の権利義務関係について、別に定めた振替決済口座管理約款の交付

(「2. 保護預かり約款」第20条に移動)

(「2. 保護預かり約款」第21条に移動)

をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。

(特例社債等の振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

第48条 振替法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、特例社債、特例地方債、特例投資法人債、特例特定社債、特例特別法人債又は特例外債（以下「特例社債等」といいます。）に該当するものについて、振替法に基づく振替制度へ移行するために振替法等に基づきお客様に求められている第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第3号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意をいただいたものとして取り扱います。

- ① 振替法附則第14条（同法附則第27条から第31条まで又は第36条において準用する場合を含みます。）において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請
- ② その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（社振法に基づく振替制度へ移行するために、当社から他社に再寄託する場合の当該再寄託の手続き等を含みます。）
- ③ 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと
- ④ 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- ⑤ 社振法に基づく振替制度に移行した特例社債等については、この約款によらず、社振法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること

(特例投資信託受益権の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

第49条 振替法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券

(削除・「2. 保護預かり約款」第22条に移動)

(「2. 保護預かり約款」第23条に移動)

のうち、特例投資信託受益権（既発行の投資信託受益権について社振法の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたもの）に該当するものについて、社振法に基づく振替制度へ移行するために、次の第1号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- ① 振替法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請、その他振替法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等（受益証券の提出など）を投資信託委託会社が代理して行うこと
- ② 前号の代理権を受けた投資信託委託会社が、当社に対して、前号に掲げる振替法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等を行うことを委任すること
- ③ 移行前の一定期間、受益証券の引出しを行うことができないこと
- ④ 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- ⑤ 振替法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、この約款によらず、社振法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること

（振替法の施行に伴う手続き等に関する同意）

第50条 当社は、振替法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、「株券等の保管及び振替に関する法律（以下「保振法」といいます。平成21年1月5日から廃止されております。以下同じ。）」第2条に規定する株券等（振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。以下本条において同じ。）に該当するものについて、次の第1号から第

（「2. 保護預かり約款」第24条に移動）

17号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- ① 振替法の施行日（平成21年1月5日。以下「施行日」といいます。）の所定の日前から施行日の前日までの間、原則として、株券等をお預かりしないこと及びお預かりした株券等を返還しないこと
- ② 施行日以後は、原則として、お預かりした株券等を返還しないこと。
- ③ 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- ④ 施行日の1月前の日から施行日の2週間前の日の前日までの間、当社は、当社において保管しているお客様の株券を機構に預託する場合があること。この場合、当社は、預託した旨をお客様に通知すること。また、お預かりしている株券にお客様の質権が設定されている場合もお客様に通知すること
- ⑤ 振替法の施行に向けた準備のため、当社は、機構に定める方式に従い、お客様の顧客情報（氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、法定代理人に係る事項、その他機構が定める事項。以下同じ。）を機構に通知すること
- ⑥ 当社が前号に基づき機構に通知した顧客情報（生年月日を除きます。）の内容は、機構を通じて、お客様が他の証券会社等に保護預かり口座を開設している場合の当該他の証券会社等に通知される場合があること
- ⑦ お客様の氏名又は名称及び住所等の文字のうち、振替制度で指定されていない漢字等が含まれている場合には、第5号の通知の際、その全部又は一部を振替制度で指定された文字に変換して通知すること
- ⑧ 当社が第5号に基づき機構に通知した顧客情報の内容は、機構が定める日以降に、機構を通じた実質株主等の通知等に係る

処理に利用すること

- ⑨ 施行日以降、当社は他の口座管理機関を通じて株券等の管理を行う場合があること
- ⑩ 当社は、お客様が有する特例新株予約権付社債（施行日において、保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されているものに限ります。）について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例新株予約権付社債のご提出を受けた場合には、イ及びロに掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びにハからホに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱うこと
 - イ. 機構が定めるところによる振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請
 - ロ. その他振替法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続等
 - ハ. 当社は、お客様から移行申請の取次ぎの委託を受けたときは、機構に対し、機構の定めるところにより当該申請を取り次ぐこと
- 二. 当社は、施行日前日までに機構に預託された特例新株予約権付社債に係る社債券については、施行日に特例新株予約権付社債の社債券の提出が行われ、お客様より移行申請がなされたものとみなすこと
- ホ. 特例新株予約権付社債に係る元利払期日の5営業日前の日から元利払期日の前営業日までの期日及び機構が必要と認める日においては、イに掲げる申請を受け付けないこと
- ⑪ 当社は、施行日において、機構が定めるところにより、お客様及びお客様の預託投資証券（施行日前日に機構が保管振替機関（保振法第2条第2項に規定する保管振替機関をいいます。以下同じ。）として取扱うものに限ります。）に係る投資口の質権者として保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていた方のために振替決済口座を開設するとともに、

- 当該振替決済口座に、その顧客口座簿に記載又は記録されていたお客様又は当該質権者に係る事項等を記載又は記録すること
- ⑫ 当社は、施行日において、機構が定めるところにより、お客様及びお客様の預託優先出資証券（施行日前日に機構が保管振替機関として取扱うものに限ります。）に係る優先出資の質権者として保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていた方のために振替決済口座を開設するとともに、当該振替決済口座に、その顧客口座簿に記載又は記録されていたお客様又は当該質権者に係る事項等を記載又は記録すること
- ⑬ 発行者に対する前二号に掲げる振替決済口座の通知等については、機構が定めるところにより、当社が代わって行うこと
- ⑭ 施行日前において、保護預かり株券（機構で保管しているものを除きます。）を返還する場合があること
- ⑮ 施行日前において、お客様へ保護預かり株券（機構で保管しているものを除きます。）を返還する場合には、お客様の名義に書換えたうえで返還する場合があること
- ⑯ 上記のほか、当社は、振替法の施行に向けた準備のために、必要となる手続きを行うこと
- ⑰ 振替法に基づく振替制度に移行した振替株式等については、この約款によらず、振替法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること

(この約款の変更)

第51条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インタ

(「2. 保護預かり約款」第26条に移動)

一ネット又はその他相当の方法により周知します。

(個人情報等の取扱い)

第52条 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

- ① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
- ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
- ③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関（「米国内国歳入法」第1471条及び第1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

（「2. 保護預かり約款」第27条に移動）

第4章 注文の受託

（第53条省略）

（新設）

（新設）

第3章 注文の受託

（第24条省略）

（利用期間等）

第25条 お客様が本サービスを利用できる期間及び時間は、当社が定めるものとします。

（金融商品取引所が委託注文に係る呼値の効力を失わせた場合）

第26条 金融商品取引所のシステム障害等により、各金融商品取引所がそれぞれ定める受託契約準則等に基づき委託注文に係る呼値の

効力を失わせた場合、当該取引所による呼値失効の対象となったすべての委託注文（特殊注文で同時にセットされた注文及び期間指定注文を含みます。）は効力を失うものとし、金融商品取引所の取引が再開された場合においても、当該委託注文の再発注は行われないものとします。

2 前項の金融商品取引所が委託注文に係る呼値の効力を失わせた場合、当社は、当該対象銘柄の以下の注文を除くすべての受付済み注文（期間指定注文を含みます。）を取消すことができるものとします。当社が当該取消しを行った場合、金融商品取引所の取引が再開された場合においても、当該取消済み委託注文の発注は行われません。

- ① P T S（私設取引システム）を指定した注文
- ② 前項の呼値の効力を失わせた金融商品取引所以外を指定した注文
- ③ 単元未満株の注文

(第54条及び第54条の2省略)

(受注できない場合)

第55条 募集又は売出しに係る有価証券の買付けのご注文をいただいたときは、事前に当該有価証券の目論見書を受領されていることを当社所定の方法により確認させていただきます。目論見書の受領の確認ができなかつたときは、ご注文はお受けできません。ただし、法令諸規則の規定により目論見書の交付が必要でない場合は、この限りではありません。

2 第1項の場合以外にも、当社がご注文をお受けするのが適当ではないと判断したときには、ご注文をお受けしない場合があります。

(第56条省略)

(旧第55条から移動、変更)

(第27条及び第28条省略)

(第30条に移動、変更)

(第29条省略)

(受注できない場合)

第30条 当社は、お客様の売買注文の内容が以下に掲げるいずれかに該当する場合は、当

該売買注文の受託をいたしません。なお、売買注文の受託をしないことにより生じるお客様の損害については、当社はその責を負わないものとします。

- ① お客様の売買注文が、第6条第4項又は第18条及び「インターネット取引規程」第3条に定める事項のいずれかに反しているとき
- ② 買付けの取引注文の受付時に、「インターネット取引規程」第20条の定めに反して、本口座において当社に支払うべき不足額があるとき
- ③ お客様の当社への届出事項に関して、第36条に定める事項に反して届出を怠ったとき
- ④ お客様の売買注文が、金融商品取引所等の値幅制限を超えるとき
- ⑤ お客様の売買注文が、金融商品取引所等又は当社の売買規制に抵触するとき
- ⑥ お客様の売買注文が、公正な価格形成に弊害をもたらすものであると当社が判断するとき
- ⑦ お客様の口座においてすでに執行された未精算の買付約定があり、当該約定と対応する売付注文となるとき
- ⑧ お客様の売買注文が、金融商品取引所等が売買停止を行った場合に効力を失うことを条件とするとき
- ⑨ その他、当社が取引の健全性等に照らし不適当と判断するとき

第5章 報告・連絡

(取引のご報告)

第5_7条 当社はご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときは、金商法第3_7条の4の規定に基づき、遅滞なく、取引報告書を交付します。（郵送又は「企業内容等の開示に関する内閣府令」等に定める電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。以下、取引残高報告書についても同

第4章 報告・連絡

(取引のご報告)

第31条 当社は、ご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときは、金商法の規定に基づき、遅滞なく、契約締結時等交付書面(取引報告書)を交付します（電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。以下、取引残高報告書についても同様です。）。

<p>様です。)</p> <p>ただし、法令諸規則等の規定に基づき交付を行わない場合があります。</p> <p>(取引残高報告書)</p> <p><u>第5_8条</u> 当社は、<u>「金融商品取引業等に関する内閣府令」第9_8条第1項第3号の規定に基づき、四半期に1回以上、期間内のお取引の内容、お取引後の残高を記載した取引残高報告書を残高照合のためお客様に送付します。</u>お取引がない場合は、1年に1回（信用取引、先物取引又はオプション取引の未決済建玉がある場合には2回）以上取引残高報告書をお客様には送付します。</p> <p>2 当社から取引残高報告書を受領したお客様は、速やかにその内容をご確認ください。</p> <p>3 (第3項省略)</p> <p>(第5_9条省略)</p> <p>第6章 法令等の遵守</p> <p>(法令等の遵守)</p> <p><u>第6_0条 お客様は、当社との間で行う取引に関し、金商法、関係諸法例、諸規則等及び当社の社内規程に従うものとします。</u></p> <p>第7章 雜則</p> <p>(第6_1条及び第6_2条省略)</p> <p>(届出事項の変更)</p> <p><u>第6_3条 お届出の印鑑、住所、氏名等の事項に変更があったときは、お客様は当社の所</u></p>	<p>ただし、法令諸規則等の規定に基づき交付を行わない場合があります。</p> <p>(取引残高報告書)</p> <p><u>第32条</u> 当社は、四半期に1回以上、期間内のお取引の内容、お取引後の残高を記載した取引残高報告書を残高照合のためお客様に交付します。お取引がない場合は、1年に1回（信用取引、先物取引又はオプション取引の未決済建玉がある場合には2回）以上、取引残高報告書をお客様に交付します。</p> <p>2 <u>取引残高報告書を交付した後、15日以内にご連絡がなかったときは、当社はその記載事項すべてについてご承認いただいたものとさせていただきますので、取引残高報告書を受領したお客様は、速やかにその内容をご確認ください。その際、記載事項を確認した旨の回答書をご返送いただく場合があります。</u></p> <p>3 (第3項省略)</p> <p>(第33条省略)</p> <p>(削除)</p> <p>(第18条へ移動)</p> <p>第5章 雜則</p> <p>(第34条及び第35条省略)</p> <p>(届出事項の変更)</p> <p><u>第36条 住所、氏名、電話番号及び電子メールアドレス等の事項に変更があったとき又は</u></p>
--	--

定の手続きに従って遅滞なく届出ていただきます。

2 前項の申出があったときは、当社は、戸籍抄本、住所、印鑑証明書その他必要と認められる書類等をご提出いただくことがあります。

3 印鑑を喪失されたためお届出の印鑑を改印される場合は、「印鑑証明書」その他当社が必要と認める書類を添えて当社所定の「届出書」その他の書面に必要事項を記載し、「印鑑証明書」の印鑑に符合する印影を押なつしてご提出ください。なお、「印鑑証明書」のご提出ができないときは、当社の認める保証人の「印鑑証明書」をご提出ください。

(第4項新設)

4 (旧第4項省略)

(契約の解除)

第64条 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものとします。

- ① お客様が、当社所定の方法により解約をお申出になったとき
- ② お客様が、本約款の変更に同意なさらないとき
- ③ お客様が、暴力団、暴力団関係者あるいはいわゆる総会屋等の社会的公益に反す行為をなす者であると判明し、日本証券業協会理事会決議「証券会社の顧客管理等に関する行為規準」及び同「暴力団、暴力団関係者との取引の抑制について」に基づき、当社が解約を申出たとき
- ④ お客様が、当社との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき、若しくは風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害したとき、その他これらに類するやむを得ない事由により、当

日本国籍を有しないお客様について、在留期間の変更があった場合若しくは在留期間が満了した場合には、お客様は当社の所定の手続きに従って遅滞なく届出ていただきます。

2 前項の届出があったときは、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書その他必要と認められる書類等をご提出いただくことがあります。

3 第1項のお届出があった場合、当社は相当の手続きを完了した後でなければお預かり金お及び保護預かり有価証券の返還のご請求には応じられません。

4 当社は、お客様からの届出事項若しくはその変更についてお届出がない場合、お客様のお取引を制限し又は停止する場合があります。

5 (第5項省略)

(削除)

社が解約を申出たとき

- ⑤ 法令諸規則等に照らし合理的な事由に基づき、当社がお客様に対し一定の猶予期間において解約を申出たとき。この場合、一定期間お客様と連絡が取れない等やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合を含みます。
- ⑥ 当社が該当する契約に関する業務を営むことができなくなったとき、又は当該業務を終了したとき
- ⑦ お客様が海外に転居し、非居住者になった場合
- ⑧ お客様が、米国税法上、米国に納税義務のある者になった場合

(解約時の取扱い)

第65条 前条の契約の解除に基づき、各契約が解約となった場合のお手続きは、次の各号の通りとします。

- ① 各契約が解約となった場合、当社所定の方法により、お取扱店において、お預かりしている現金、有価証券等を返還します。
- ② お預かりしている有価証券のうち、本券による返却が困難なもの等については、お客様の指示により、決済、換金したうえ、その代金を返却します。
- ③ 前条①から⑧の理由により契約を解除する場合で、かつ保護預かり証券の残高がある場合、お客様が任意で売却ないし移管に応じない場合には、保護預かり証券の残高は、当社の任意によりお客様の計算において、売却できるものとします。

(新 設)

(第40条へ移動)

(通知の効力)

第37条 お客様の届出による住所、電話番号又はメールアドレスあてに、当社よりなされた諸通知が、転居や不在、変更や削除など当社の責に帰すことができない理由により、延着し、又は到着しなかった場合は、通常到達すべきときに到着したものとして取り扱うことができるものとします。

(新 設)

(個人のお客様が国内非居住者となる場合の取扱い)

第38条 個人のお客様が日本国内に住所を有しない者（以下「国内非居住者」といいます。）となる場合、お客様は当社が定める期日までに当社にその旨を届け出ることを要し、所定の届出があり当社が承認した場合に限り、お客様が国内非居住者になった後も口座解約せずに維持することができます。また、諸手続きによって費用が発生した場合は、お客様に実額をご負担いただきます。国内非居住者となった後、保有することができる商品又は継続することができる契約等は当社が定めるものとします。保有できない商品又は継続できない契約等については、国内非居住者となる旨の届出後に保有できない商品がある場合は、当社の任意でお客様の計算において売却します。国内非居住者となる旨の届出後に継続できない契約等がある場合は当社の任意で解約します。

(新 設)

(解約事由)

第39条 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、事前の通知、催告なく本約款に定める各契約は解約されるものとします。

- ① お客様が、当社所定の方法により解約をお申出になったとき
- ② お客様が、保護預り口座を解約したとき
- ③ お客様が、本約款又はその他の関係約款等に定める事項に違反したとき
- ④ お客様から所定の期日までに必要な代金又は料金等が支払われないとき
- ⑤ お客様が、届出事項等について虚偽の届出を行ったことが判明したとき
- ⑥ お客様が、国内非居住者となり、居住者に復帰する見込みがなくなった又は5年を超えて国内非居住者となる見込みがあるとき
- ⑦ お客様が、本サービスを当社の定める期間内にご利用されなかったとき

- ⑧ お客様が、本約款又はその他の関係約款等の変更に同意なさらないとき
- ⑨ お客様の売買注文が市場の公正な価格形成に弊害をもたらすものと当社が判断し、当社が相当の注意喚起をしたにもかかわらず是正されないとき
- ⑩ お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「暴力団員等」といいます。）、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、又は、役員若しくは経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者であると認められたとき
- ⑪ 客様が、当社との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき、若しくは風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害したとき
- ⑫ お客様が、口座開設申込時にした確約に関する虚偽の申告をしたことが認められ、当社が確約を申し出たとき
- ⑬ 第5条第1項に基づく本人確認書類や追加の本人確認書類及び確認資料の提出依頼に対し、当社が定める期限までに応じていただけなかつたとき又は本人確認書類、追加の本人確認書類及び確認資料に虚偽の内容が含まれていたとき
- ⑭ お客様の届出事項、お客様のお取引内容、当社からの連絡に対するお客様の回答その他諸般の事情を考慮して、お客様の口

座が、マネー・ローンダリング、テロ資金供与又は経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると当社が判断したとき

- ⑯ 不正な取引を行うことを目的としてサービスを利用したと当社が判断したとき、又は不正な取引を行ったと当社が判断したとき
 - ⑰ 日本国籍を有しないお客様につき、当社に届けられた在留期間の満了日を経過したとき
 - ⑱ お客様から、お客様の個人情報につき利用停止のお申出があったとき
 - ⑲ 合理的な理由に基づき、当社が各契約又はサービスの解約を申し出たとき
 - ⑳ お客様が、死亡（認定死亡又は失踪宣告により死亡とみなされた場合を含みます。）したとき又は意思能力を失ってその回復の見込みがないと客観的に判断できるとき
 - ㉑ 法令諸規則等に照らし合理的な事由に基づき、当社がお客様に対し一定の猶予期間をおいて解約を申出たとき。この場合、一定期間お客様と連絡が取れない等やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合を含みます。
 - ㉒ 当社が該当する契約に関する業務を営むことができなくなったとき、又は当該業務を終了したとき
 - ㉓ お客様が、海外に転居し、非居住者になった場合で当社が解約を申し出たとき
 - ㉔ お客様が、米国税法上、米国に納税義務のある者になった場合
 - ㉕ お客様が、当社が定期又は不定期に行う登録事項又は届出事項（住所・電話番号・メールアドレス等）の確認依頼に対して、当社の定める期限までに応じなかった場合
- 2 前項各号のほか、お客様が外国P E P sに該当することが判明したときは、原則として、お客様の本約款に定める各契約は解約されるものとします。

3 本条により本約款に定める各契約が解約された場合、お客様と当社との間の信用取引口座設定契約、先物・オプション取引口座設定契約その他当社取扱商品に関するすべての取引口座設定契約が解約されるものとします。

(解約時の取扱い)

(旧第65条から移動、変更)

第40条 前条に基づき、各契約が解約となつた場合のお手続きは、次の各号のとおりとします。

- ① 各契約が解約となった場合、当社所定の方法により、お預かりしている現金、有価証券等を返還します。
- ② お預かりしている有価証券のうち、本券による返却が困難なもの等については、お客様の指示により、決済、換金したうえ、その代金を返却します。
- ③ 前条第1項各号に定める理由により契約を解除する場合で、かつ保護預かり証券の残高がある場合、お客様が任意で売却ないし移管に応じない場合には、保護預かり証券の残高は、当社の任意によりお客様の計算において、売却できるものとします。
- ④ 口座解約時において、口座内の残金が、別途当社が定める振込手数料を下回る場合には、残金を出金手数料の一部として充当し、送金額がないものとして解約手続きを行うものとします。

(免責事項)

第66条 当社は、次の各号により生じた損害については、その責を負いません。

- ① 当社所定の証書等に押なつされた印影とお届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてお預かりした有価証券又は金銭を返還したことにより生じた損害

(免責事項)

第41条 当社は、次の各号により生じたお客様の損害又は費用については、その責を負いません。

- ① 通信回線、通信機器及びコンピューターシステム機器の障害、瑕疵若しくは第三

	<p><u>者の妨害による情報伝達の遅延、不能又は誤作動等が生じた場合</u></p> <p>② <u>本サービスで提供する情報の誤謬、停滞、省略及び中断により生じた損害につき、当社の故意又は重大な過失に起因するものでない場合</u></p> <p>③ <u>お客様ご自身が入力したか否かにかかわらず、お客様の認証コードの一一致により当社が本人認証を行い取引注文の申込みを受け付け、当社が受託したうえで取引が行われた場合</u></p> <p>④ <u>お客様の認証コード等の本人認証のための情報又は取引情報等が漏洩し、盗用されたことにより生じた損害につき、当社の故意又は重大な過失に起因するものでない場合</u></p> <p>⑤ <u>お客様が入力された認証コードが一致しなかった等の理由から本人認証を行えず、取引が行えなかった場合</u></p> <p>⑥ <u>本約款第7条第2項、第30条、「インターネット取引規程」第10条、第12条第2項、第13条第2項、第17条第2項の規定に基づき、お客様の取引注文を受託せず、若しくは無効とし若しくは執行せず、お取引を制限、変更、若しくは停止し、又はお預かりした金銭若しくは有価証券を返還しなかった場合</u></p> <p>⑦ <u>当社が、第21条により金銭を指定預金口座へ振込んだ後に発生した損害</u></p> <p>⑧ <u>当社所定の手続きにより返還の申出がなかつたため、又は（該当ある場合）、印影が届出印鑑と相違するため、お預かりした有価証券又は金銭を返還しなかったことにより生じた損害</u></p> <p>⑨ <u>お預かり当初から、保護預かり証券について瑕疵又はその原因となる事実があつたことにより生じた損害</u></p> <p>⑩ <u>天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は寄託の手続き等が遅延し、</u></p>
	<p>② 当社が第<u>16</u>条により金銭を指定預金口座へ振込んだ後に発生した損害</p> <p>③ 当社所定の手続きにより返還の申出がなかつたため、又は（該当ある場合、）印影が届出印鑑と相違するため、お預かりした有価証券又は金銭を返還しなかったことにより生じた損害</p> <p>④ お預かり当初から、保護預かり証券について瑕疵又はその原因となる事実があつたことにより生じた損害</p> <p>⑤ 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は寄託の手続き等が遅延し、</p>

<p>又は不能となったことにより生じた損害</p> <p>⑥ 電信又は郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害</p> <p>⑦ ウィブル証券アプリを使用して取引を行うにあたり、使用したユーザーID及びパスワード等とウィブル証券アプリに登録されているユーザーID及びパスワード等が相違ないものと当社が認めて、証券の売買、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害</p>	<p>又は不能となったことにより生じた損害</p> <p>⑪ 電信又は郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害</p> <p>⑫ ウィブル証券アプリを使用して取引を行うにあたり、使用したユーザーID及びパスワード等とウィブル証券アプリに登録されているユーザーID及びパスワード等が相違ないものと当社が認めて、証券の売買、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害</p>
<p>(第<u>6</u> <u>7</u>条省略)</p>	<p>(第<u>42</u>条省略)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(合意管轄)</p> <p>第43条 <u>お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属の管轄裁判所とします。</u></p>
<p>(本約款の変更)</p> <p>第<u>6</u> <u>8</u>条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他その必要が生じたときには改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その制定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。</p>	<p>(本約款の変更)</p> <p>第44条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示又は日本証券業協会等が定める諸規則の変更がされたとき若しくは当社が必要と判断したときは、変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにウィブル証券アプリ、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</p>
<p>(旧第52条から移動、変更)</p>	<p>(個人情報等の取扱い)</p> <p>第45条 <u>米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に</u></p>

発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置をすべて講じています。

- ① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
- ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
- ③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法第1471条及び第1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

2 お客様の個人データ（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第6項に規定する個人データであって当該お客様の住所、氏名、所有する外国証券等の数量その他当該各号に掲げる場合に応じて必要な範囲のものをいう。）が、以下に掲げる場合に、以下に定める者へ提供されることがあります、この約款の定めにより、お客様の個人データが以下に定める者へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

- ・ 有価証券信託受益権証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等において当該外国株券等に係る配当に課せられる源泉徴収税に係る軽減税率の適用、還付そのほかの手続を行う場合
- ・ 当該外国株券等の発行者が所在する国等

	<u>の税務当局、当該外国株券等に係る現地保管機関、当該有価証券信託受益権証券の発行者及び受託者</u>
	<p>その他の軽微な変更は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・英数字全角／半角統一 ・微細な日本語表記の見直し
書面名：保護預かり約款	
改定前	改定後
	<p>「1. 証券総合取引約款」の「第3章 保護預り約款」から移動・新設</p>
<u>1. 証券総合取引約款</u>	<u>2. 保護預かり約款</u>
<u>第3章 保護預り約款</u>	(削除)
(旧第26条～第29条省略)	(第1条～第5条省略)
(共通番号の届出)	(共通番号の届出)
第30条 お客様は、番号法の他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。	第6条 お客様は、 <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</u> （以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号をいいます。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。
(当社への届出事項)	(当社への届出事項)
第31条 「保護預り口座設定申込書」に押なつされた印影（当社が特別に認めた場合など該当ある場合に限ります。）及び記載され	第6条の2 「保護預かり口座設定申込書」に押なつされた印影（法人のみ）及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の

<p>た住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名、共通番号等をもつて、お届出の印鑑、住所、氏名又は名称、生年月日、共通番号等とします。</p>	<p>場合における代表者の氏名、共通番号等をもつて、お届出の印鑑、住所、氏名又は名称、生年月日、共通番号等とします。</p>
<p>2 (省 略)</p>	<p>2 (省 略)</p>
<p>(旧第32条及び第33条省略)</p>	<p>(第7条及び第8条省略)</p>
<p>(お客様への連絡事項)</p>	<p>(お客様への連絡事項)</p>
<p>第34条 (第1項省略)</p>	<p>第9条 (第1項省略)</p>
<p>2 残高照合のためのご報告は、1年に1回（信用取引、<u>金商法第28条第8項第6号に規定する有価証券関連デリバティブ取引</u>（以下「<u>有価証券関連デリバティブ取引</u>」といいます。）又は金商法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引並びに金融商品取引法施行令第1条の8の3第1項第2号に該当するもの及び同令第16条の4第1項各号に掲げるものを除きます。）の未決済建玉がある場合には2回）以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社の業務部に直接ご連絡ください。</p>	<p>2 残高照合のためのご報告は、1年に1回（信用取引、デリバティブ取引の未決済建玉がある場合には2回）以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行います。その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社<u>クライアントサービス</u>に直接ご連絡ください。</p>
<p>3 (省 略)</p>	<p>3 (省 略)</p>
<p>4 当社は、第2項に定める残高照合のためのお客様へのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのお客様へのご報告を行わないことがあります。</p>	<p>4 当社は、第2項に定める残高照合のためのお客様へのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの（<u>電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。</u>）については、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのお客様へのご報告を行わないことがあります。</p>
<p>(あ①及び②省略)</p>	<p>(あ①及び②省略)</p>
<p>(旧第35条及び第36条省略)</p>	<p>(第10条及び第11条省略)</p>
<p>(保護預り証券等の市場替え)</p>	<p>(旧第37条削除)</p>
<p>第37条 保護預りをしている上場証券（先物・オプションは除きます。）に市場替えが発生し、東京証券取引所以外に上場市場が変</p>	

更される場合には、東京証券取引所の上場廃止までに当該証券については他の証券会社に保管替え（移管）を行っていただきます。この場合において、お客様が当社の定める期日までに保管替え（移管）を行わない場合には当社は、当該証券の売り付けのお申込みがあったものとして、お客様の計算で売却することができるものとします。

(旧第38条及び第39条省略)

(届出事項の変更手続き)

第40条 お届出事項を変更（印章を喪失された場合のお届出印鑑の改印を除きます。）されるときは、その旨を当社にお申出のうえ、当社所定の「変更届」その他の書面に必要事項を記載し、お届出の印鑑に符合する印影を押なつ（該当ある場合に限ります。）してご提出ください。この場合「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等の当社所定の本人確認書類をご提示願うことがあります。

2 印章を喪失されたためお届出印鑑を改印される場合（該当ある場合に限ります。）は、「印鑑証明書」その他当社が必要と認める書類を添えて当社所定の「改印届」その他の書面に必要事項を記載し、「印鑑証明書」の印鑑に符合する印影を押なつしてご提出ください。

3 前二項により「印鑑証明書」のご提出を要する場合にそのご提出ができないときは、当社の認める保証人の「印鑑証明書」をご提出ください。

4 前各項によりお届出があった場合は、当社は相当の手続きを完了したのちでなければ保護預り証券の返還のご請求には応じません。

(第41条～第45条省略)

(免責事項)

第46条 当社は、次に掲げる場合に生じた

(第12条及び第13条省略)

(届出事項の変更手続き)

第14条 お届出事項を変更されるときは、その旨を当社にお申出のうえ、当社所定の方法によりお手続きください。この場合「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等の当社所定の本人確認書類をご提出いただくことがあります。

2 前項によりお届出があった場合は、当社は相当の手続きを完了したのちでなければ保護預かり証券の返還のご請求には応じません。

(第15条～第19条省略)

(免責事項)

第20条 当社は、次に掲げる場合に生じた損

<p>損害については、その責を負いません。</p> <p>① 当社が、当社所定の証書に押なつされた印影とお届出の印鑑が相違ないものと認め(印鑑の届出がある場合に限ります。)、保護預り証券をご返還した場合</p> <p>② 当社が、当社所定の証書に押なつされた印影がお届出の印鑑と相違するため(印鑑の届出がある場合に限ります。)、保護預り証券をご返還しなかった場合</p> <p>(③～⑤省略)</p> <p>(旧第47条～第49条省略)</p> <p>(振替法の施行に伴う手続き等に関する同意)</p> <p>第50条 当社は、振替法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、「株券等の保管及び振替に関する法律(以下「保振法」といいます。平成21年1月5日から廃止されております。以下同じ。)」第2条に規定する株券等(振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。以下本条において同じ。)に該当するものについて、次の第1号から第17号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>(①～⑧省略)</p> <p>⑨ 施行日以降、当社は他の口座管理機関を通じて株券等の管理を行う場合があること</p> <p>(⑩～⑯省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(この約款の変更)</p> <p>第51条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定される</p>	<p>害については、その責を負いません。</p> <p>① 当社が、当社所定の手続きにおいて、不備がないものと認め、保護預かり証券をご返還した場合</p> <p>② 当社が、当社所定の手続きにおいて、不備があると当社が認めたため、保護預かり証券をご返還しなかった場合</p> <p>(③～⑤省略)</p> <p>(第21条～第23条省略)</p> <p>(振替法の施行に伴う手続き等に関する同意)</p> <p>第24条 当社は、振替法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、「株券等の保管及び振替に関する法律(以下「保振法」といいます。平成21年1月5日から廃止されております。以下同じ。)」第2条に規定する株券等(振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。以下本条において同じ。)に該当するものについて、次の第1号から第17号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>(①～⑧省略)</p> <p>⑨ 施行日以降、当社は間接口座管理機関となる場合があること</p> <p>(⑩～⑯省略)</p> <p>(合意管轄)</p> <p>第25条 お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属の管轄裁判所とします。</p> <p>(本約款の変更)</p> <p>第26条 本約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、又は日本証券業協会等が定める諸規則の変更がされたときもしくは当社が必要と</p>
---	---

ことがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

(個人情報等の取扱い)

第52条 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の(1)、(2)又は(3)に該当する場合及び該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

(あ①～③省略)
(第2項新設)

判断したときには、変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにウェブ証券アプリ、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

(個人情報等の取扱い)

第27条 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf) に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置をすべて講じています。

(あ①～③省略)

2 お客様の個人データ（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第6項に規定する個人データであって当該お客様の住所、氏名、所有する外国証券等の数量その他当該各号に掲げる場合に応じて必要な範囲のものをいう。）が、以下に掲げる場合に、以下に定める者へ提供されることがあります、この約款の定めにより、お客様の個人データが以下に定める者へ提供されること

	<p><u>について同意していただいたものとして取り扱います。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>有価証券信託受益権証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等において当該外国株券等に係る配当に課せられる源泉徴収税に係る軽減税率の適用、還付そのほかの手続を行う場合</u> ・<u>当該外国株券等の発行者が所在する国等の税務当局、当該外国株券等に係る現地保管機関、当該有価証券信託受益権証券の発行者及び受託者</u>
	<p>その他の軽微な変更は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通番変更 ・英数字全角／半角統一 ・微細な日本語表記の見直し
書面名：外国証券取引口座約款	
改定前	改定後
<u>2. 外国証券取引口座約款</u>	<u>3. 外国証券取引口座約款</u>
(約款の趣旨) 第1条 (第1項省略) 2 お客様は、外国株券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引（以下「国内委託取引」といいます。）、外国証券の売買注文を我が国以外の金融商品取引所市場（店頭市場を含みます。以下同じ。）に取り次ぐ取引（以下「外国取引」といいます。）及び外国証券の国内における店頭取引（以下「国内店頭取引」といいます。）並びに外国証券の当社への保管（当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利（以下「みなし外国証券」といいます。）である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含みます。以下同	(約款の趣旨) 第1条 (第1項省略) 2 お客様は、外国株券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引（以下「国内委託取引」といいます。）、外国証券の売買注文を取り次ぐ方法により我が国以外で執行する取引（以下「外国取引」といいます。）及び外国証券の国内における店頭取引（以下「国内店頭取引」といいます。）並びに外国証券の当社への保管（当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利（以下「みなし外国証券」といいます。）である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含みます。以下同

<p>記録される数量の管理を含みます。以下同じ。) の委任については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。</p> <p>なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引（外国株式信用取引（金商法156条の24第1項に規定する信用取引のうち、当社がお客様に国内において信用を供与して行う外国の金融商品市場における有価証券の売買等の委託の媒介、取次ぎ又は代理であって、現地取次証券業者（金商法第58条に規定する外国証券業者のうち、外国の金融市场における有価証券の売買等の委託の媒介、取次ぎ又は代理を行なう相手方をいいます。）から当社又はお客様が信用の供与を受けないものをいいます。）を除く。）に係る売買及び信用取引（外国株式信用取引を除く。）により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。</p>	<p>じ。) の委任については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。</p> <p>なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引（外国株式信用取引（金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第156条の24第1項に規定する信用取引のうち、当社がお客様に国内において信用を供与して行う外国の金融商品市場における有価証券の売買等の委託の媒介、取次ぎ又は代理であって、現地取次証券業者（金商法第58条に規定する外国証券業者のうち、外国の金融市场における有価証券の売買等の委託の媒介、取次ぎ又は代理を行なう相手方をいいます。）から当社又はお客様が信用の供与を受けないものをいいます。）を除きます。）に係る売買及び信用取引（外国株式信用取引を除きます。）により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。</p>
<p>(外国株券の混載寄託等)</p> <p>第4条 (第1項～第3項省略)</p> <p>4 申込者は、第1項の寄託又は記録若しくは記載については、申込者が現地保管機関が所在する国等において外国株券を当社に寄託した場合を除き、当社の要した実費をその都度当社に支払うことを求めることができるものとします。</p>	<p>(外国株券の混合寄託等)</p> <p>第4条 (第1項～第3項省略)</p> <p>4 お客様は、第1項の寄託又は記録もしくは記載については、お客様が現地保管機関が所在する国等において外国株券を当社に寄託した場合を除き、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。</p>
<p>(上場廃止の場合の措置)</p> <p>第6条 寄託証券等が当該取引所において上場廃止となる場合は、当社は、当該寄託証券等を上場廃止日以後、現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関に保管替えし、又は当社の指定する口座に振り替えます。</p>	<p>(上場廃止の場合の措置)</p> <p>第6条 寄託証券等が当該取引所において上場廃止となる場合は、当社は、当該寄託証券等を上場廃止日以後、現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関に保管替えし、又は当社の指定する口座に振り替えます。<u>ただし、米国市場に上場する株式・E T F ・ A D R 等については当社が定める「米国株式取引ルール」に準じた対応を行います。</u></p>
<p>(第2項及び第3項新設)</p>	<p><u>2 上場廃止となる寄託証券等について、当社が前項の取り扱いが不可能又は困難である</u></p>

	<p><u>と判断するときは、当社はお客様が権利を有する当該寄託証券等を任意の条件でお客様の計算で売却することができるものとします。</u> <u>なお、当該売却は原則として当該取引所における最終売買日以前の当社が合理的と判断する日に行うものとします。</u></p> <p><u>3 前二項に基づき、寄託証券等を振替、交付又は売却等の手続きを行う際は、当社は、前項の売却に要した実費をお客様に請求することができるものとします。</u></p> <p><u>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、上場廃止となる寄託証券等について、有価証券としての価値が失われたことを決済会社が確認した場合には、あらかじめ決済会社が定める日までにお客様から返還の請求がない限り、決済会社が定めるところにより当該寄託証券等に係る券面が廃棄されることにつき、お客様の同意があったものとして取り扱います。</u></p>
(金銭配当及び株式配当以外のその他の権利の処理)	(新株予約権等その他の権利の処理)
第8条 寄託証券等に係る <u>金銭配当及び株式配当以外の</u> その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。	第8条 寄託証券等に係る <u>新株予約権等</u> （新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいいます。以下同じ。）その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。
<p>① 株式併合（合併）、発行会社の倒産、スピ ンオフ、上場廃止、ISIN番号変更、発行会 社の商号変更、ライツ・イッシュ（新株 予約権等）が付与される場合は、お客様は 当該権利行使することはできません。次 の<u>a</u>又は<u>b</u>に定めるところにより、取り扱 います。</p> <p><u>a)</u> 上記のコーポレイト・アクションにつ いては、当社のホームページ上で確認し た上で、当該コーポレイト・アクション が実施されるまでに、お客様にて反対売 買を行うものとします。</p> <p><u>b)</u> 上記のコーポレイト・アクションにつ いて、当社のホームページ上で確認した</p>	<p>① 株式併合（合併）、発行会社の倒産、スピ ンオフ、上場廃止、ISIN番号変更、発行会 社の商号変更、ライツ・イッシュ（新株 予約権等）が付与される場合は、お客様は 当該権利行使することはできません。次 の<u>イ</u>又は<u>ロ</u>に定めるところにより、取り扱 います。</p> <p><u>イ.</u> 上記のコーポレイト・アクションにつ いては、当社のホームページ上で確認し た上で、当該コーポレイト・アクション が実施されるまでに、お客様にて反対売 買を行うものとします。<u>ただし、反対売 買が行えない場合があります。</u></p> <p><u>ロ.</u> 上記のコーポレイト・アクションにつ いて、当社のホームページ上で確認した</p>

<p>上で、当該コーポレイト・アクションが実施されるまでに、お客様にて反対売買が行われない場合には、お客様の権利行使が行われていない状態のままで、引き続き、現地保管機関にて保管又は管理を行うものとします。</p> <p>② 前号に掲げたコーポレイト・アクション以外のコーポレイト・アクション(テンダー・オファーを含みますが、これに限りません)が実施される場合、お客様にて当該コーポレイト・アクション実施の有無をご確認いただくことになりますが、当該コーポレイト・アクションへの応諾の申し込みを行うことはできません。<u>従いまして</u>、必要がある場合には、当該コーポレイト・アクションが実施されるまでに、お客様にて反対売買が行われない場合には、お客様の権利行使が行われていない状態のままで、引き続き、現地保管機関にて保管又は管理を行うものとします。</p> <p>(③～⑥省略)</p> <p>(注文の執行及び処理) 第13条 <u>申込者</u>の当社に対する売買注文並びに募集及び売出し又は私募に係る外国証券の取得の申込みについては、次の各号に定めるところによります。</p>	<p>上で、当該コーポレイト・アクションが実施されるまでに、お客様にて反対売買が行われない場合 <u>(及び反対売買が行えない場合)</u> には、お客様の権利行使が行われていない状態のままで、引き続き、現地保管機関にて保管又は管理を行うものとします。</p> <p>② <u>株式分割、無償交付、減資又は合併による株式併合等(源泉徴収税が課せられるものを除き、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有する者を含みます。)</u> により割り当てられた新株式は、決済会社が受領し、当社を通じお客様に支払います。ただし、小数点第6位以下の端数の新株式については、決済会社がこれを売却处分します。前号に掲げたコーポレイト・アクション以外のコーポレイト・アクション(テンダー・オファーを含みますが、これに限りません。)が実施される場合、お客様にて当該コーポレイト・アクション実施の有無をご確認いただくことになりますが、当該コーポレイト・アクションへの応諾の申し込みを行うことはできません。<u>したがって</u>、必要がある場合には、当該コーポレイト・アクションが実施されるまでに、お客様にて反対売買を行うものとします。当該コーポレイト・アクションが実施されるまでに、お客様にて反対売買が行われない場合には、お客様の権利行使が行われていない状態のままで、引き続き、現地保管機関にて保管又は管理を行うものとします。</p> <p>(③～⑥省略)</p> <p>(注文の執行及び処理) 第13条 <u>お客様</u>の当社に対する売買注文並びに募集及び売出し又は私募に係る外国証券の取得の申込みについては、次の各号に定めるところによります。</p>
---	--

<p>(①～④省略)</p> <p>⑤ 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく<u>申込者宛てに契約締結時交付書面等</u>を送付（電子的な交付を含みます。以下同じ。）します。</p> <p><small>(選別基準に適合しなくなった場合の処理)</small></p> <p>第16条 外国投資信託証券が日本証券業協会の定める選別基準に適合しなくなった場合には、当社は当該外国投資信託証券の販売を中止します。この場合においても、申込者の希望により、当社は申込者が購入した当該外国投資信託証券の売却の取次ぎ、又はその解約の取次ぎに応じます。</p> <p><small>(第2項及び第3項新設)</small></p> <p><small>(外国証券に関する権利の処理)</small></p> <p>第17条 <small>(第1項省略)</small></p> <p><small>(第2項新設)</small></p> <p><small>(外国株式信用取引の注文の執行及び処理)</small></p> <p>第29条 第13条の規定にかかわらず、外国株式信用取引の売買注文は、次の各号に定めるところによります。</p> <p>①・②省略</p> <p>③ 当社は、売買等の成立を確認した後、遅</p>	<p>(①～④省略)</p> <p>⑤ 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく<u>お客様あてに契約締結時等交付書面(取引報告書)</u>等を送付（電子的な交付を含みます。以下同じ。）します。</p> <p><small>(選別基準に適合しなくなった場合の処理)</small></p> <p>第16条 外国投資信託証券が日本証券業協会の定める選別基準に適合しなくなった場合には、当社は当該外国投資信託証券の販売を中止します。この場合においても、お客様の希望により、当社はお客様が購入した当該外国投資信託証券の売却の取次ぎ、又はその解約の取次ぎに応じます。</p> <p><u>2 外国証券が、当社が売買注文を取り次ぐ我が国以外の金融商品市場において上場廃止となる場合、当社は申込者が権利を有する当該外国証券を申込者の計算で売却することができるものとします。なお、当該売却は原則として当該我が国以外の金融商品市場における最終売買日以前の当社が合理的と判断する日に行うものとし、当社は事前に申込者に対し、当該売却の内容、実施時期等を当社の定める方法により通知するものとします。</u></p> <p><u>3 当社は、前項の売却に要した実費を申込者に請求することができるものとします。</u></p> <p><small>(外国証券に関する権利の処理)</small></p> <p>第17条 <small>(第1項省略)</small></p> <p><u>2 第1項各号の配当金及び売却代金等（以下、本条において「配当金等」といいます。）の支払いは、当社の定める通貨により行います。ただし円未満の端数の額については、支払いません。</u></p> <p><small>(外国株式信用取引の注文の執行及び処理)</small></p> <p>第29条 第13条の規定にかかわらず、外国株式信用取引の売買注文は、次の各号に定めるところによります。</p> <p>①・②省略</p> <p>③ 当社は、売買等の成立を確認した後、遅</p>
---	---

<p>滞なく、<u>契約締結時交付書面等</u>を、金融商品取引法に従い電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとし、お客様はこれを<u>予め承諾</u>します。</p>	<p>滞なく、<u>契約締結時等交付書面（取引報告書）</u>等を、金融商品取引法に従い電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとし、お客様はこれを<u>あらかじめ承諾</u>します。</p>
<p>(取引残高報告書の交付)</p>	<p>(取引残高報告書の交付)</p>
<p>第36条 (第1項省略)</p>	<p>第36条 (第1項省略)</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、申込者は、当社が申込者に対して<u>契約締結時交付書面</u>を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、申込者は、当社が申込者に対して<u>契約締結時等交付書面（取引報告書）</u>を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。</p>
<p>(第3項省略)</p>	<p>(第3項省略)</p>
<p>(第4項新設)</p>	<p>4 前3項の報告書については書面による交付に代えて金融商品取引法に従い電子情報処理組織を使用する方法により提供されることがあります。</p>
<p>(第37条新設)</p>	<p>(共通番号の届出)</p>
<p>第37条 申込者は、住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、印鑑及び共通番号等を当社所定の<u>書類</u>により当社に届け出るものとします。</p>	<p>第37条 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号をいいます。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p>
<p>(届出事項)</p>	<p>(届出事項)</p>
<p>第37条 申込者は、住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、印鑑及び共通番号等を当社所定の<u>書類</u>により当社に届け出るものとします。</p>	<p>第37条の2 お客様は、住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、印鑑（法人のみ）及び共通番号等を当社所定の<u>方法</u>により当社に届け出るものとします。</p>

(届出事項の変更届出) 第38条 申込者は、当社に届け出た住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、共通番号等に変更のあったとき、又は届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の手続により当社に届け出るものとします。	(届出事項の変更届出) 第38条 お届出事項を変更されるときは、その旨を当社にお申出のうえ、当社所定の方法によりお手続きください。この場合「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等の当社所定の本人確認書類をご提示願うことがあります。
(第2項新設)	2 前項によりお届出があった場合は、当社は相当の手続きを完了したのちでなければ保護預かり証券の返還のご請求には応じません。
(口座管理料) 第41条 (第1項省略) (第2項～第4項新設)	(口座管理料) 第41条 (第1項省略) 2 当社は、前項の場合、売却代金等の預りがあるときは、それから充当することができます。また、料金のお支払いがないときは、お預り証券の返還のご請求のほか、当社サービスのご利用を制限する場合があります。 3 当社は、お客様の取引状況や形態によっては、口座管理料を免除することができます。 4 口座管理料は、経済情勢その他の事情により改定することがあります。
(契約の解除) 第42条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。 (①新設)	(契約の解除) 第42条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。 ① 理由の如何を問わず、お客様の当社においての証券総合口座が廃止されたとき (①～⑥省略) (第2項省略)
(準拠法及び合意管轄) 第46条 (第1項省略) 2 申込者と当社との間の外国証券の取引に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として指定するものとします。	(準拠法及び合意管轄) 第46条 (第1項省略) 2 お客様と当社との間の外国証券の取引に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として指定するものとします。
(約款の変更)	(本約款の変更)

<p>第47条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、ウィブル証券アプリ、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</p> <p>(個人データの第三者提供に関する同意)</p> <p>第48条 (第1項省略)</p> <p>2 申込者は、米国政府及び日本政府からの要請により、当社が、申込者について外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する可能性があると判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することができますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。</p> <p>(①～③省略)</p>	<p>第47条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示又は日本証券業協会等が定める諸規則の変更がされたときもしくは当社が必要と判断したときには、変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにウィブル証券アプリ、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</p> <p>(個人データの第三者提供に関する同意)</p> <p>第48条 (第1項省略)</p> <p>2 お客様は、米国政府及び日本政府からの要請により、当社が、お客様について外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する可能性があると判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することができますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。</p> <p>なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf) に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置をすべて講じています。</p> <p>(①～③省略)</p>
	<p>その他の軽微な変更は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通番変更 ・英数字全角／半角統一 ・軽微な日本語表記の見直し

	<ul style="list-style-type: none"> 明確な誤記載の修正
書面名：インターネット取引規程	
改定前	改定後
<p><u>11. インターネット取引規程</u></p> <p>(本サービスの利用条件)</p> <p>第5条 お客様が次の各号の<u>全て</u>に該当する場合、この規程に基づき本サービスをご利用いただけます。</p> <p>(①・②新設)</p> <p>(①～⑦省略)</p> <p>(第2項及び第3項省略)</p> <p>(取引の有効期限)</p> <p>第12条 (第1項省略)</p> <p>(第2項～第4項新設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>4. インターネット取引規程</u></p> <p>(本サービスの利用条件)</p> <p>第5条 お客様が、次の各号の<u>すべて</u>に該当する場合、この規程に基づき本サービスをご利用いただけます。</p> <p>① <u>口座開設申込み時の年齢で満18歳以上かつ満75歳未満の場合、又は当社がこの条件を除外することを了承した場合</u></p> <p>② <u>国内に居住する者である場合、又は当社がこの条件を除外することを了承した場合</u></p> <p>(③～⑨省略)</p> <p>(第2項及び第3項省略)</p> <p>(取引の有効期限)</p> <p>第12条 (第1項省略)</p> <p><u>2 株式の注文において、配当落ち及び権利落ちがある場合、当該株式の売買注文の有効期間は権利付き最終日を超えて指定することはできず、その日を超えて注文を入力した場合であっても、当該注文は無効となります。</u></p> <p><u>3 株式の注文において、当該株式の上場又は登録されている市場の変更がある場合、当該株式の売買注文の有効期間は変更される日の前営業日を超えて指定することはできず、その日を超えて注文を入力した場合であっても、当該注文は無効となります。</u></p> <p><u>4 株式の注文において、当該株式について単元株数の変更がある場合、当該株式の売買注文の有効期間は変更される日の前営業日を超えて指定することはできず、その日を超えて注文を入力した場合であっても、当該注文は無効となります。</u></p> <p>(取引回数の範囲)</p> <p>第13条 金融商品取引所等において売買取引</p>

	<p><u>が行われる日において同一銘柄の売買注文を受付ける回数は、当社が別途定める回数の範囲内とします。</u></p>
(執行)	
第16条 当社が本サービスを利用して受け付けた売買注文は、 <u>第14条に定める注文の受付後速やかに、第12条に定めた期限までに執行します。</u>	第17条 当社が本サービスを利用して受け付けた売買注文は、 <u>法令諸規則及び各商品の約款等に従い、当社が第15条に定める注文の受付後速やかに、相当の期間内の最初に可能になるときに執行します。</u>
2 当社は、売買注文が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、お客様に通知することなくその執行を行いません。	2 当社は、売買注文が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、お客様に通知することなくその執行を行いません。 <u>なお、売買注文を執行しないことにより生じるお客様の損害については、当社はその責を負わないものとします。</u>
<ul style="list-style-type: none"> ① お客様が入力された売買注文の内容が、第2条、第9条、第10条及び第11条のいずれかに反している場合 ② お客様の口座に立替金がある場合、信用取引又は発行日決済取引の委託保証金及び国債先物取引、株式先物取引、オプション取引等の委託保証金が不足する場合 ③ お客様の取引が差金決済取引となる場合 ④ お客様の指値が金融商品取引所等の値幅制限を超える場合 	<ul style="list-style-type: none"> ① お客様が入力された売買注文の内容が、第2条、第9条、第10条及び第11条のいずれかに反している場合 ② お客様の口座に立替金がある場合、信用取引又は発行日決済取引の委託保証金及び国債先物取引、株式先物取引、オプション取引等の委託保証金が不足する場合 ③ お客様の取引が差金決済取引となる場合 ④ お客様の指値が金融商品取引所等の値幅制限を超える場合 ⑤ <u>お客様の売買注文が、当社の定めるところにより失効した場合</u> ⑥ お客様の売買注文内容が公正な価格形成に弊害をもたらすものであると当社が判断した場合 ⑦ <u>お客様の売買注文が、いわゆる空売り規制、インサイダー取引等の法令等に違反する場合</u> ⑧ <u>お客様について支払の停止、もしくは破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算手続開始の申立てがあった場合、又はお客様が手形交換所の取引停止処分を受けたことを当社が把握した場合</u> ⑨ <u>お客様の本口座に対する仮差押え、保全</u>

<p>⑥ その他当社が取引の健全性等に照らし、不適當と判断する場合 (第3項新設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(注文の照会及び約定連絡) 第17条 (第1項及び第2項省略) (第3項新設)</p> <p>(金銭の受渡清算方法) 第20条 お客様が本サービスを利用して金銭の引出請求を行った場合の取扱いは、証券総合取引約款第14条に定める「振込先指定方式」によるものとします。ただし、引出請求にかかる当社が受付ける金額は、当社が別途定める金額の範囲とします。</p> <p>(第28条新設)</p>	<p><u>差押え又は差押えの命令が発せられたことを当社が把握した場合</u></p> <p>⑩ その他当社が取引の健全性等に照らし、不適當と判断する場合</p> <p><u>3 お客様が第12条の範囲内で、有効期間を指定して株式の売買注文を入力した場合で、当該注文が一部出来となったとき（注文の一部についてのみ取引が成立した場合）は、有効期間中であっても、その残りの注文は執行されません。</u></p> <p><u>(障害発生時の対応)</u></p> <p><u>第18条 当社は、システム障害をはじめとするお客様のお取引に支障をきたす事象を検知した場合、発生事象に応じて、プッシュ通知・ご登録の電子メール・当社ウェブページ等を通じ、代替手段の有無・回復の見込み・補償対象の是非について可能な限りの告知を行うこととします。</u></p> <p><u>(注文の照会及び約定連絡)</u></p> <p><u>第19条 (第1項及び第2項省略)</u></p> <p><u>3 当社は、原則として、取引報告書及び本サービスの照会以外でお客様に取引注文の結果等をご連絡することはありません。</u></p> <p><u>(金銭の受渡精算方法)</u></p> <p><u>第22条 お客様が本サービスを利用して金銭の引出請求を行った場合の取扱いは、証券総合取引約款第19条に定める「振込先指定方式」によるものとします。ただし、引出請求に係る当社が受付ける金額は、当社が別途定める金額の範囲とします。なお、本引出請求における金額の変更及び取消しのご請求は、当社が別途定める時間内に、お客様が当社に申し出るものとします。</u></p> <p><u>(サービス利用の制限等)</u></p> <p><u>第28条 お客様が当社役職員に対して、暴言、誹謗、中傷、威圧的もしくは脅迫的な言動又は不当な要求を行った場合には、当社は、当</u></p>
---	---

	<p><u>社役職員による本サービスの内容等に関する説明や案内を中止すること、又は及び、お客様による本サービスのご利用を制限し又は停止することができます。お客様がSNS又は掲示板サイト等を利用し、当社もしくは当社の役職員への誹謗、中傷又は当社もしくは当社の役職員の名誉もしくは信用を毀損する内容の書き込み等を行った場合も同様とします。</u></p> <p><u>2 お客様が本サービスの内容又はその利用方法に関して誤解又は理解不足があり、当社又は当社の役職員の十分な説明にもかかわらず誤解又は理解不足が解消される見込みがないと当社が判断した場合には、当社は、当社役職員による本サービスの内容等に関する説明や案内を中断もしくは中止すること、又は及び、お客様による本サービスのご利用を制限しもしくは停止することができます。なお、案内開始から所定の時間が経過した場合には、当社は、当社役職員による本サービスの内容等に関する説明や案内を中断又は中止させていただく場合があります。</u></p>
(免責事項)	(免責事項)

	<p><u>ターネット通信回線、コンピューター等のシステム機器を介したもの等を含みます。) されたことにより生じた損害で、当社の故意又は重大な過失に起因するものでない場合</u></p> <p>④ 本サービスの利用に際し、お客様自身で入力したか否かにかかわらず、入力されたパスワード等があらかじめ当社に届け出されているものと一致することを確認して行われた取引注文</p> <p>⑤ パスワード等の盗用等による不正使用があった場合</p> <p>⑥ 金融商品取引所等が本サービスで提供する情報内容の全部又は一部について、公正な価格形成又は円滑な流通を阻害している場合又は阻害する<u>恐れ</u>があると判断し、提供する情報内容の全部又は一部の変更もしくは中止を行った場合</p> <p>⑦ お客様が本サービスを利用して行われた売買注文の取り消し等を申し込まれたにもかかわらず、当該取り消しの対象となる元の注文が金融商品取引所等で執行され取引が成立したため、当該取引の取り消し等が行えなかったことにより損害が生じた場合</p> <p>⑧ 第16条第2項、第21条、第23条、第<u>25</u>条に該当する場合</p> <p>⑨ 注文受付後、相当の時間内に当該注文を執行したにもかかわらず、市場価格の著しい変動等により損害が生じた場合</p> <p>⑩ お客様による本サービスの内容又は利用方法に<u>誤解</u>又は理解不足による場合</p> <p>⑪ 天変地異、政変、外貨事情の急変、又は経済情勢の激変に伴う国内外の市場の閉鎖等、不可抗力による取引及び受け渡し、有価証券の預託の手続き等の遅延、又は不能等により損害が生じた場合</p> <p>⑫ その他、当社の責に帰すことのできない事由により損害が生じた場合</p>
--	---

	<p><u>(合意管轄)</u></p> <p><u>(第30条新設)</u></p> <p><u>第30条 お客様と当社との間の本サービスに関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属の管轄裁判所とします。</u></p>
	<p><u>(本規程の変更)</u></p> <p><u>(第31条新設)</u></p> <p><u>第31条 本規程は、法令の変更、監督官庁の指示、又は日本証券業協会が定める諸規則の変更がされたときもしくは当社が必要と判断したときには、変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにウィブル証券アプリ、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u></p>
	<p><u>(個人情報等の取扱い)</u></p> <p><u>(第32条新設)</u></p> <p><u>第32条 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することができますが、この規程の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</u></p> <p><u>なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウエブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置をすべて講じています。</u></p> <p><u>① 米国における納税義務のある自然人、法</u></p>

	<p><u>人又はその他の組織</u></p> <p>② <u>米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織</u></p> <p>③ <u>FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法第1471条及び第1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）</u></p> <p><u>2 お客様の個人データ（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第6項に規定する個人データであって当該お客様の住所、氏名、所有する外国証券等の数量その他当該各号に掲げる場合に応じて必要な範囲のものをいう。）が、以下に掲げる場合に、以下に定める者へ提供されることがあります、この規程の定めにより、お客様の個人データが以下に定める者へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・有価証券信託受益権証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等において当該外国株券等に係る配当に課せられる源泉徴収税に係る軽減税率の適用、還付そのほかの手続を行う場合</u> <u>・当該外国株券等の発行者が所在する国等の税務当局、当該外国株券等に係る現地保管機関、当該有価証券信託受益権証券の発行者及び受託者</u>
	<p>その他の軽微な変更は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通番変更 ・英字全角統一 ・微細な日本語表記の見直し
書面名：米国株式24時間取引約款	
改定前	改定後
3. 米国株式24時間取引説明書	5. 米国株式24時間取引約款

<p>(新設)</p>	<p><u>(合意管轄)</u></p> <p><u>第15条 お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属の管轄裁判所とします。</u></p>
<p>(本約款条項の変更)</p> <p>第<u>15</u>条 本約款は、法令の変更、監督官庁の指示、<u>金融商品取引所</u>又は協会が定める諸規則の変更がされたとき若しくは当社が必要と判断したときは、<u>民法第548条の4の規定に基づき</u>変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。</p>	<p>(本約款の変更)</p> <p>第<u>16</u>条 本約款は、法令の変更、監督官庁の指示、又は<u>日本証券業協会</u>が定める諸規則の変更がされたときもしくは当社が必要と判断したときには、変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに<u>ウィブル証券アプリ</u>、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</p>
<p>(第17条新設)</p>	<p><u>(個人情報等の取扱い)</u></p> <p><u>第17条 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することができますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</u></p> <p><u>なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置をすべて講じています。</u></p>

	<p>① <u>米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織</u></p> <p>② <u>米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織</u></p> <p>③ <u>FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法第1471条及び第1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）</u></p> <p><u>2 お客様の個人データ（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第6項に規定する個人データであって当該お客様の住所、氏名、所有する外国証券等の数量その他当該各号に掲げる場合に応じて必要な範囲のものをいう。）が、以下に掲げる場合に、以下に定める者へ提供されることがあります、この約款の定めにより、お客様の個人データが以下に定める者へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・有価証券信託受益権証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等において当該外国株券等に係る配当に課せられる源泉徴収税に係る軽減税率の適用、還付そのほかの手続を行う場合 ・当該外国株券等の発行者が所在する国等の税務当局、当該外国株券等に係る現地保管機関、当該有価証券信託受益権証券の発行者及び受託者
	<p>その他の軽微な変更は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通番変更 ・英数字の全角／半角統一 ・微細な日本語表記の見直し
書面名：米国株式24時間取引説明書	
改定前	改定後
4. 米国株式24時間取引説明書	6. 米国株式24時間取引説明書

	<p>軽微な変更は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通番変更 ・英数字の全角／半角統一 ・微細な日本語表記の見直し
書面名：外貨建MMF（マネー・マーケット・ファンド）累積投資約款	
改定前	改定後
(新 設)	<u>7. 外貨建MMF（マネー・マーケット・ファンド）累積投資約款</u>
書面名：株式等振替決済口座管理約款	
改定前	改定後
<u>5. 株式等振替決済口座管理約款</u> (振替決済口座の開設) 第3条 (第1項～第3項省略) (第4項新設)	<p style="text-align: center;"><u>8. 株式等振替決済口座管理約款</u></p> <p>(振替決済口座の開設)</p> <p>第3条 (第1項～第3項省略)</p> <p><u>4 当社は、以下の事由に該当する場合には、いかなる理由があっても第2項の承諾をしないものとします。なお、以下の事由に該当しない場合であっても、当社は承諾をしないことがあります。</u></p> <p class="list-item-l1">② お客様又はお客様の代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者等反社会的勢力であることが判明した場合</p> <p class="list-item-l1">③ お客様が、当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、又はこれらに類するやむを得ない事由があった場合</p>
(発行者に対する代表者届又は代理人選任届 その他の届出)	(発行者に対する代表者届又は代理人選任届 その他の届出)

<p>第8条 (第1項省略)</p> <p>2 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権については、<u>総株主通知</u>、<u>総新株予約権付社債権者通知</u>、<u>総新株予約権者通知</u>、<u>総投資主通知</u>、<u>総新投資口予約権者通知</u>、<u>総優先出資者通知</u>若しくは総受益者通知（以下第26条において「総株主通知等」といいます。）又は個別株主通知、個別投資主通知若しくは個別優先出資者通知のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p>	<p>第8条 (第1項省略)</p> <p>2 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資又は振替上場投資信託受益権については、<u>次の各号に定める通知等</u>のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>総株主通知</u>、<u>総新株予約権付社債権者通知</u>、<u>総新株予約権者通知</u>、<u>総投資主通知</u>、<u>総新投資口予約権者通知</u>、<u>総優先出資者通知</u>又は<u>総受益者通知</u>（以下第26条において「総株主通知等」といいます。） ② <u>個別株主通知</u>、<u>個別投資主通知</u>又は<u>個別優先出資者通知</u> ③ <u>株主総会資料</u>、<u>投資主総会資料</u>又は<u>優先出資者総会資料</u>の書面交付請求（第22条第2項に規定する書面交付請求をいいます。）
<p>(他の口座管理機関への振替)</p> <p>第12条 当社は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。</p>	<p>(他の口座管理機関への振替)</p> <p>第12条 当社は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。また、当社で振替株式等を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有欄か質権欄の別、加入者口座番号等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。</p>
<p>2 (省略)</p> <p>(振替新株予約権付社債の元利金請求の取扱い)</p> <p>第19条 (第1項及び第2項省略)</p> <p>3 当社は、前項の規定にかかわらず、当社所定の様式により、お客様からの申し込みがあれば、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債の利金の全部又は一部を、お客様があらかじめ指定</p>	<p>2 (省略)</p> <p>(振替新株予約権付社債の元利金請求の取扱い)</p> <p>第19条 (第1項及び第2項省略)</p> <p>(旧第3項削除)</p>

された、当社に振替決済口座を開設している
他のお客様に配分することができます。

(個別株主通知の取扱い)

第22条 (第1項省略)

(第2項及び第3項新設)

(個別株主通知の取扱い)

第22条 (第1項省略)

2 お客様は、当社に対し、当社所定の方法
により、発行者に対する会社法第325条の5第
1項の規定に基づく株主総会資料の書面交付
請求、投資信託及び投資法人に関する法律第
94条第1項に基づく投資主総会資料の書面交付
請求及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第40条第4項に基づく優先出資者総会
資料の書面交付請求の取次ぎの請求をする
ことができます。ただし、これらの書面交付
請求の取次ぎの請求は当該発行者が定めた基
準日までに行っていただく必要があります。

3 前二項の場合は、所定の手続料をいただ
きます。

(複数の直近上位機関から顧客口の開設を受
けている場合の通知)

第36条 当社は、当社が複数の直近上位機
関から顧客口の開設を受けており、又は当社
の上位機関が複数の直近上位機関から顧客口
の開設を受けている場合であって、当社のお
客様が権利を有する振替株式等についてそれ
らの顧客口に記載又は記録がなされている場
合、当該銘柄の権利を有するお客様に次に掲
げる事項を通知します。

- ① 銘柄名称
- ② 当該銘柄についてのお客様の権利の数量
を顧客口に記載又は記録をする当社の直
近上位機関及びその上位機関（機構を除
きます。）
- ③ 同一銘柄について複数の直近上位機関か
ら開設を受けている顧客口に記載又は記
録がなされる場合、前号の直近上位機関
及びその上位機関（機構を除きます。）の
顧客口に記載又は記録される当該銘柄に
についてのお客様の権利の数量

(旧第36条削除)

<p>(振替法の施行に向けた手続き等に関する同意)</p> <p>第42条 当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における振替法の施行に伴い、お客様が当社に寄託している有価証券のうち、株券等の保管及び振替に関する法律（以下「保振法」といいます。）第2条に規定する株券等（振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。以下本条において同じ。）に該当するものについて、次の第1号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>（①省略）</p> <p>② 当社は、お客様が有する特例新株予約権付社債（施行日において、保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていたものを除きます。）について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例新株予約権付社債のご提出を受けた場合には、イ及びロに掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びにハからヘに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱うこと。</p> <p>（イ～ホ省略）</p> <p><u>へ. 振替法に基づく振替制度に移行した特例新株予約権付社債については、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること。</u></p> <p>（③省略）</p> <p>④ <u>当社は、施行日後1年を経過した後に、当社の定める方法によりお預りした株券等について廃棄等の処分を行うこと。</u></p> <p>⑤ <u>（省 略）</u></p> <p>（第42条新設）</p>	<p>(振替法の施行に向けた手続き等に関する同意)</p> <p>第42条 当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における振替法の施行に伴い、お客様が当社に寄託している有価証券のうち、株券等の保管及び振替に関する法律（以下「保振法」といいます。）第2条に規定する株券等（振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。以下本条において同じ。）に該当するものについて、次の第1号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>（①省略）</p> <p>② 当社は、お客様が有する特例新株予約権付社債（施行日において、保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていたものを除きます。）について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例新株予約権付社債のご提出を受けた場合には、イ及びロに掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びにハからヘに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱うこと。</p> <p>（イ～ホ省略）</p> <p>（旧へ削除）</p> <p>（③省略）</p> <p>（旧④削除）</p> <p>④ <u>（省 略）</u></p> <p><u>（合意管轄）</u></p> <p>第42条 お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東</p>
--	--

	<u>京簡易裁判所を第一審の専属の管轄裁判所とします。</u>
(この約款の変更)	(本約款の変更)
第43条 この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに <u>店頭表示</u> 、インターネット又はその他相当の方法により周知します。	第43条 本約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、又は日本証券業協会等が定める諸規則の変更もしくは当社が必要と判断したときには、変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにウィブル証券アプリ、インターネット又はその他相当の方法により周知します。
(個人情報等の取扱い)	(個人情報等の取扱い)
第44条 (第1項省略) 2 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することができますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。	第44条 (第1項省略) 2 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することができますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。 <u>なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト</u> <u>(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf)</u> に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置をすべて講じています。
(①～③省略) (第3項新設)	(①～③省略) 3 お客様の個人データ（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第

	<p><u>6項に規定する個人データであって当該お客様の住所、氏名、所有する外国証券等の数量その他当該各号に掲げる場合に応じて必要な範囲のものをいいます。）が、以下に掲げる場合に、以下に定める者へ提供されることがあります、この約款の定めにより、お客様の個人データが以下に定める者へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>有価証券信託受益権証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等において当該外国株券等に係る配当に課せられる源泉徴収税に係る軽減税率の適用、還付そのほかの手続を行う場合</u> ・ <u>当該外国株券等の発行者が所在する国等の税務当局、当該外国株券等に係る現地保管機関、当該有価証券信託受益権証券の発行者及び受託者</u>
	<p>その他の軽微な変更は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通番変更 ・英字全角統一 ・微細な日本語表記の見直し
書面名：特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引約款	
改定前	改定後
<p><u>6. 特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引約款</u></p> <p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 (第1項省略)</p> <p><u>2 当社は、この約款に従って上場株式等保管委託契約及び上場株式等信用取引等契約</u> <u>(第4条に規定する特定信用取引等勘定の申込をしていないお客様については、前者の契約のみとし、同条ほか上場株式等の信用取引等に係る規定は適用されないものとします。)</u> <u>並びに上場株式配当等受領委任契約（第2条</u></p>	<p><u>9. 特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引約款</u></p> <p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 (第1項省略)</p> <p>(旧第2項削除)</p>

第2項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書を提出されていないお客様については、特定口座での上場株式等の配当等の受領に関する規定は適用されないものとします。）をお客様と締結します。

(合意管轄)

第15条 お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属の管轄裁判所とします。

(約款の変更)

第16条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、ウィブル証券アプリ、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

(第17条新設)

(合意管轄)

第15条 お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属の管轄裁判所とします。

(本約款の変更)

第16条 本約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、並びに振替機関の指示、又は日本証券業協会等が定める諸規則の変更もしくは当社が必要と判断したときには、変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにウィブル証券アプリ、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

(個人情報等の取扱い)

第17条 お客様の個人情報（氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）の一部又は全部が、法令に定める場合のほか、機構の業務規程に基づくこの約款の各規定により、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者並びに機構を通じて他の口座管理機関（以下「機構等」といいます。）に提供されることがあります。この約款の定めにより、お客様の個人情報が機構等へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

2 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局にお

ける課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。

なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウエブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置をすべて講じています。

- ① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
- ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
- ③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法第1471条及び第1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

3 お客様の個人データ（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第6項に規定する個人データであって当該お客様の住所、氏名、所有する外国証券等の数量その他当該各号に掲げる場合に応じて必要な範囲のものをいう。）が、以下に掲げる場合に、以下に定める者へ提供されることがあります、この約款の定めにより、お客様の個人データが以下に定める者へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

- 有価証券信託受益権証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等において当該外国株券等に係る配当に課せられる源泉徴収税に係る軽減税率の適用、還付

	<p><u>そのほかの手続を行う場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該外国株券等の発行者が所在する国等の税務当局、当該外国株券等に係る現地保管機関、当該有価証券信託受益権証券の発行者及び受託者
	<p>その他の軽微な変更は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通番変更 ・英数字全角／半角統一 ・微細な日本語表記の見直し
書面名：特定管理口座約款	
改定前	改定後
<u>7. 特定管理口座約款</u>	<u>10. 特定管理口座約款</u>
<p>(合意管轄)</p> <p>第8条 お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、<u>当社本店の所在地を管轄する裁判所</u>のうちから、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第9条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、<u>その他必要が生じたときに</u>、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定</u>されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに<u>店頭表示</u>、<u>ウィブル証券アプリ</u>、<u>インターネット</u>又はその他相当の方法により周知します。</p> <p>(第10条新設)</p>	<p>(合意管轄)</p> <p>第8条 お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、<u>東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属の管轄裁判所</u>とします。</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第9条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示又は日本証券業協会等が定める諸規則の変更もしくはその他当社が必要と判断したときには<u>民法第548条の4の規定に基づき変更</u>されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに<u>ウィブル証券アプリ</u>、<u>インターネット</u>又はその他相当の方法により周知します。</p> <p><u>(個人情報等の取扱い)</u></p> <p>第10条 お客様の個人情報（氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）の一部又は全部が、法令に定める場合のほか、<u>機構の業務規程に基づくこの約款の各規定に</u></p>

より、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者並びに機構を通じて他の口座管理機関（以下「機構等」といいます。）に提供されることがあります、この約款の定めにより、お客様の個人情報が機構等へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

2 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。

なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置をすべて講じています。

- ① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
- ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
- ③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法第1471条及び第1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

3 お客様の個人データ（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第6項に規定する個人データであって当該お客

	<p><u>様の住所、氏名、所有する外国証券等の数量その他当該各号に掲げる場合に応じて必要な範囲のものをいう。）が、以下に掲げる場合に、以下に定める者へ提供されることがあります、この約款の定めにより、お客様の個人データが以下に定める者へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>有価証券信託受益権証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等において当該外国株券等に係る配当に課せられる源泉徴収税に係る軽減税率の適用、還付そのほかの手続を行う場合</u> ・ <u>当該外国株券等の発行者が所在する国等の税務当局、当該外国株券等に係る現地保管機関、当該有価証券信託受益権証券の発行者及び受託者</u>
	<p>その他の軽微な変更は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通番変更 ・ 英数字全角／半角統一 ・ 微細な日本語表記の見直し
書面名：特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款	
改定前	改定後
<p><u>8. 特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款</u></p> <p>(合意管轄)</p> <p>第7条 お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、<u>当社本店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。</u></p> <p>(約款の変更)</p> <p>第8条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されるこ</p>	<p><u>11. 特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款</u></p> <p>(合意管轄)</p> <p>第7条 お客様と当社との間で訴訟もしくは調停の必要が生じた場合、<u>東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。</u></p> <p>(約款の変更)</p> <p>第8条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示又は日本証券業協会等が定める諸規則の変更もしくはその他当社が必要と判断し</p>

とがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、ウィブル証券アプリ、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

(第9条新設)

たときには、変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにウィブル証券アプリ、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

(個人情報等の取扱い)

第9条 お客様の個人情報（氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）の一部又は全部が、法令に定める場合のほか、機構の業務規程に基づくこの約款の各規定により、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者並びに機構を通じて他の口座管理機関（以下「機構等」といいます。）に提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人情報が機構等へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

2 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。

なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置をすべて講じています。

	<p>① <u>米国における納稅義務のある自然人、法人又はその他の組織</u></p> <p>② <u>米国における納稅義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織</u></p> <p>③ <u>FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法第1471条及び第1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）</u></p> <p><u>3 お客様の個人データ（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第6項に規定する個人データであって当該お客様の住所、氏名、所有する外国証券等の数量その他当該各号に掲げる場合に応じて必要な範囲のものをいう。）が、以下に掲げる場合に、以下に定める者へ提供されることがあります、この約款の定めにより、お客様の個人データが以下に定める者へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>有価証券信託受益権証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等において当該外国株券等に係る配当に課せられる源泉徴収税に係る軽減税率の適用、還付そのほかの手続を行う場合</u> ・ <u>当該外国株券等の発行者が所在する国等の税務当局、当該外国株券等に係る現地保管機関、当該有価証券信託受益権証券の発行者及び受託者</u>
	<p>その他の軽微な変更は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通番変更 ・ 英字全角統一 ・ 微細な日本語表記の見直し
書面名：外国為替取引約款	
改定前	改定後
<u>9. 外国為替取引約款</u>	<u>12. 外国為替取引約款</u>

<p>(免責事項)</p> <p><u>第1_1条</u> 次の各号に掲げる損害については、<u>当社は免責されることとします。</u></p> <p>(①～⑩新設)</p>	<p>(免責事項)</p> <p><u>第11条</u> <u>当社は、次の各号により生じたお客様の損害又は費用については、その責を負いません。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>通信回線、通信機器及びコンピューターシステム機器の障害、瑕疵もしくは第三者の妨害による情報伝達の遅延、不能又は誤作動等が生じた場合</u> ② <u>本サービスで提供する情報の誤謬、停滞、省略及び中断により生じた損害につき、当社の故意又は重大な過失に起因するものでない場合</u> ③ <u>お客様ご自身が入力したか否かにかかわらず、お客様の認証コードの一一致により当社が本人認証を行い取引注文の申込みを受け付け、当社が受託したうえで取引が行われた場合</u> ④ <u>お客様の認証コード等の本人認証のための情報又は取引情報等が漏洩し、盗用されたことにより生じた損害につき、当社の故意又は重大な過失に起因するものでない場合</u> ⑤ <u>お客様が入力された認証コードが一致しなかった等の理由から本人認証を行えず、取引が行えなかった場合</u> ⑥ <u>証券総合取引約款第7条第2項及び第30条、並びに「インターネット取引規程」第10条、第12条第2項及び第17条第2項の規定に基づき、お客様の取引注文を受託せず、もしくは無効としもしくは執行せず、お取引を制限、変更、もしくは停止し、又はお預かりした金銭もしくは有価証券を返還しなかった場合</u> ⑦ <u>当社所定の証書等に押なつされた印影とお届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてお預かりした有価証券又は金銭を返還したことにより生じた損害</u> ⑧ <u>当社が、証券総合取引約款第19条により金銭を指定預金口座へ振込んだ後に発生</u>
---	---

	<u>した損害</u>
① 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、 <u>金融市場（証券取引に係る市場及び外国為替市場を含みますが、これに限られません。次号において同じ。）の閉鎖・混乱等、不可抗力と認められる事由により、外国為替取引の執行、受渡し、金銭の授受又は寄託の手続き等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害</u>	⑨ <u>当社所定の手続きにより返還の申出がなかったため、又は（該当ある場合、）印影が届出印鑑と相違するため、お預かりした有価証券又は金銭を返還しなかったことにより生じた損害</u>
② <u>金融市場の閉鎖・混乱等の理由により、当社が外国為替取引に応じられないことによって生じた損害</u>	⑩ <u>お預かり当初から、保護預かり証券について瑕疵又はその原因となる事実があつたことにより生じた損害</u>
③ <u>国内の休日又は当社の取扱時間外のために、お客様の注文に応じられないことにより生じた損害</u>	⑪ 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、 <u>売買の執行、金銭の授受又は寄託の手続き等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害</u>
④ <u>国内の休日又は当社の取扱時間外のために、外国為替取引に係る諸通知が遅延したことにより生じた損害</u>	
⑤ 電信又は郵便の誤謬、遅延等当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害	⑫ 電信又は郵便の誤謬、遅滞等当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害
⑥ <u>第9条の事由により当社が臨機の措置をした場合に生じた損害</u>	(旧⑨削除)
(⑬新設)	⑯ <u>ウィブル証券アプリを使用して取引を行うにあたり、使用したユーザーID及びパスワード等とウィブル証券アプリに登録されているユーザーID及びパスワード等が相違ないものと当社が認めて、証券の売買、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害</u>
	(合意管轄)

<p>(第12条～第14条新設)</p>	<p><u>第12条 お客様と当社との間で訴訟もしくは調停の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。</u></p> <p><u>(本約款の変更)</u></p> <p><u>第13条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示又は日本証券業協会等が定める諸規則の変更もしくはその他当社が必要と判断したときには、変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにウィブル証券アプリ、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u></p> <p><u>(個人情報等の取扱い)</u></p> <p><u>第14条 お客様の個人情報（氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機関が定める事項。以下同じ。）の一部又は全部が、法令に定める場合のほか、機関の業務規程に基づくこの約款の各規定により、機関、機関を通じて振替株式等の発行者及び受託者並びに機関を通じて他の口座管理機関（以下「機関等」といいます。）に提供されることがあります。この約款の定めにより、お客様の個人情報が機関等へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</u></p> <p><u>2 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することができます。この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。</u></p>
----------------------	--

	<p><u>なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト</u> <u>(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf)</u>に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（I R S）においては、O E C Dプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置をすべて講じています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織</u> ② <u>米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織</u> ③ <u>F A T C Aの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法第1471条及び第1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）</u> <p>3 <u>お客様の個人データ（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第6項に規定する個人データであって当該お客様の住所、氏名、所有する外国証券等の数量その他当該各号に掲げる場合に応じて必要な範囲のものをいいます。）が、以下に掲げる場合に、以下に定める者へ提供されることがあります、この約款の定めにより、お客様の個人データが以下に定める者へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>有価証券信託受益権証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等において当該外国株券等に係る配当に課せられる源泉徴収税に係る軽減税率の適用、還付そのほかの手続を行う場合</u> ・ <u>当該外国株券等の発行者が所在する国等の税務当局、当該外国株券等に係る現地保管機関、当該有価証券信託受益権証券の発行者及び受託者</u>
	その他の軽微な変更は以下のとおり。

	<ul style="list-style-type: none"> ・通番変更 ・英字全角統一 ・微細な日本語表記の見直し
書面名：法人口座取扱規程	
改定前	改定後
(新 設)	<u>13. 法人口座取扱規程</u>
書面名：クイック入金サービス利用規程	
改定前	改定後
<u>11. クイック入金サービス利用規程</u>	<p style="text-align: center;"><u>14. クイック入金サービス利用規程</u></p> <p>軽微な変更は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通番変更 ・英数字の全角／半角統一 ・微細な日本語表記の見直し

以上